

岡山県立記録資料館紀要第9号  
平成26年3月発行、58ページ

【論文】

江戸前期岡山藩主の祖先祭祀とその思想背景（近藤萌美）

近世後期における豪農の心性

－大國家文書にみる家相説受容の諸相を通して－（森元純一）

【研究ノート】

備前鹿田荘と旭川流域の流通・商業

－岡山城下町成立の歴史的前提－（しらが康義）

岡山城の保存をめぐる

－花房端連・新庄厚信・西毅一宛蜂谷熊男書簡から－（山下香織）

【随想】

池田光政の病状と古医学について

－岡山県立図書館蔵「淡河興伯上書」を中心に（中村善信）

【企画展展示叙述】

「岡山の南北水運」（武本淳）

## 江戸前期岡山藩主の先祖祭祀とその思想背景

近藤 萌美

## はじめに

これまで岡山藩の先祖祭祀を含む宗教政策に関する研究は、寛文期の神道請を中心<sup>①</sup>に考察されることが多く、光政の致仕後<sup>②</sup>、幕府との関係において寺請に戻っていく一連の流れにより、光政の奨励した先祖祭祀がその後、池田家においてどのように継承、または改変されていくのかという点については不明なままにされてきた<sup>④</sup>。

そもそも光政が推進した先祖祭祀とは、承応四年（一六五五）に開始した神儒式儀礼であり、先祖に対して、昇進を報告する冠礼、縁組を報告する婚礼、亡くなったことを報告する葬礼（喪礼）、先祖自体をお祭りする祭礼の四つで主に構成されていた。池田家においては、この先祖祭祀が、城内の宗廟において明治五年（一九七二）まで続けられていく。

本稿では、宗廟での先祖祭祀を記録した「宗廟記」を中心に、一では、光政の草創期を対象に、神儒式で統一された先祖祭祀がどのようなものだったのかを考察し、二では、草創期の先祖祭祀が綱政によってどのように継承、または改変されたのか、ということのみをみていきたい。その際、両者に関するの深かった熊沢蕃山の葬祭論を合わせてみることににより、その思想背景の特徴を浮かびあがらせる。

熊沢蕃山は寛永十一年（一六三四）から寛永十五年の四年間と、正保二年（一六四五）から明暦三年（一六五七）の十二年間の二度に渡って岡山藩に仕えており、特に二度目の仕官の際は、光政を初め、諸大名や旗本に

「聖人の道」を教授した。その思想は寛文十二年（一六七二）に板行された『集義和書』や、延宝八年（一六八〇）に完成し、後に「雅楽解」「水土解」が加筆された『集義外書』から確認できる。これまで、蕃山の葬祭論の単独での研究はされてきたが、岡山藩池田家の宗廟祭祀の内実が不明であったので、両者を関連させた研究はされてこなかった。

本稿は、岡山藩における宗廟を中心とした先祖祭祀がどのような思想背景のもとに行われ、改変されたのかということ、蕃山の著書と対応させて理解していく点が特色である。その論証を通して、宗廟祭祀が岡山藩政においてどのような意義をもたされていたのかという点を明らかにしていきたい。

## 一 池田光政の宗廟祭祀

## (1) 「宗廟記」とは

『池田家履歴略記』<sup>⑦</sup>には、承応四年（一六五五）二月十五日に城内の書院で儒礼を始めた記事が次のように記されている。

二月十五日岡山の城御書院にて始て御神主を祭り給ふへ此時代々の御神主を作られしと云へ今としより忌祭等諸事儒礼を用ひられしへ寛永十九年花鳥の事を記す条に祖廟としるせとも此時は御仏殿にて御位牌を安置有りし此としにいたりしはしめて儒礼と成神主を作られしへ

二月十五日は仲春の祭日であり、この祭日を機に代々の先祖の神主を作ったとされている。神主とは、先祖の官位・姓名を書いた木の板で作られた霊牌のことである。儒式祭祀が行われた当初は岡山城書院が祭祀の場とされたが、この当時は「神主」を常時安置しておく祖廟がまだ設けられていなかったため、場内の月見櫓がその保管場所とされた。

池田家文庫に残されている「宗廟記」も承応四年から冊子が残されている。万治二年（一六五九）に岡山城本丸の西に宗廟が建設されると、二月

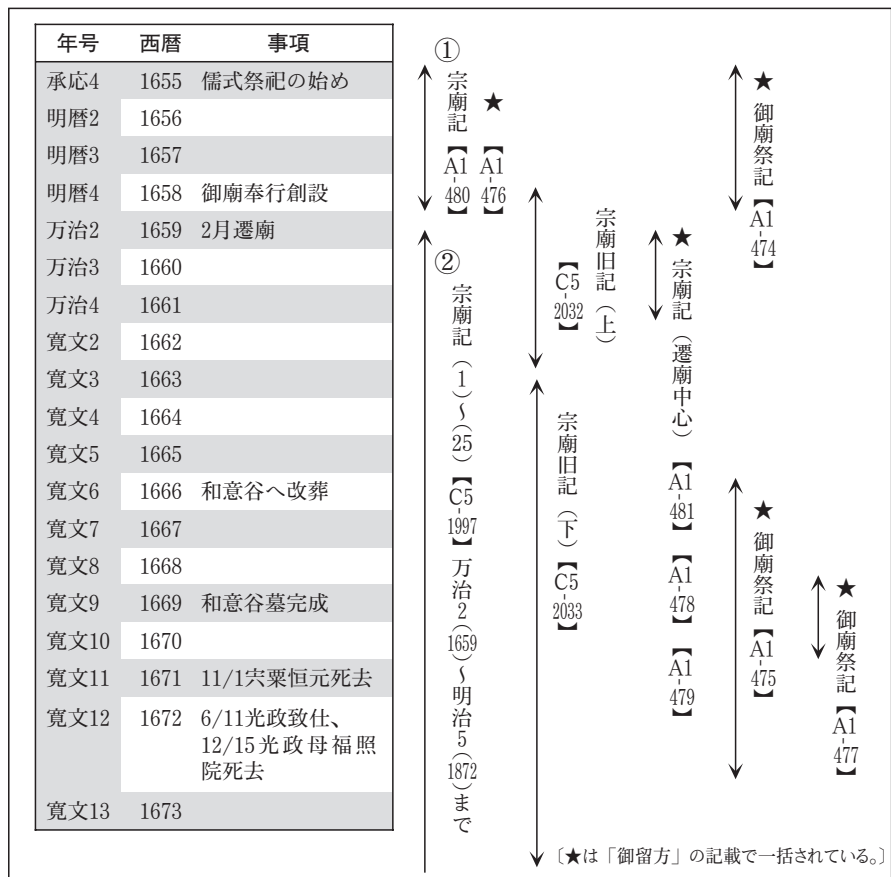


図1 宗廟祭祀に関する記録一覧（池田家文庫マイクロ版資料目録より作成）

に遷廟、その後この宗廟が先祖祭祀の主な場所となった。図1は池田家文庫に残されている宗廟祭祀に関する記録を、その記載時期別に把握したものである。承応四年から宗廟に関する記録が複数残されてきた。特に、御廟奉行が置かれた明暦四年、遷廟が行われた万治二年、輝政、利隆の墓地の改葬を試みた寛文五年、和意谷の墓地整備が完了した寛文九年が画期となるのではないかと考えられる。

池田家文庫には、表にしたものの他に、「宗廟雑録」(1)～(20) 貞享二～明治三、「墓祭祀」(1)～(2) 享保七～文化一〇、「御廟御参詣并御名代其外諸記」延享元～慶応二年、「宗廟類典」(上) (下) 明治八年、「宗廟類典附録」(上) (下) 明治八年、「祠龕記」(1) (2) 元治元～明治二年、「廟祭旧記稿」(全) 寛文五～延宝四年、が宗廟関連のものとして残されている。光政の忌祭が開始される貞享二年から「宗廟雑録」が始まっているなど、簿冊の作成のされ方と、宗廟祭祀の変化には相応の対応があると推測されるものの、この点については、今後の課題としたい。

本稿では、主に図の①②の「宗廟記」を中心に、草創期である光政の時代と改変期である綱政の時代とそれ以後の祭祀の特徴を確認していきたい。

## (2) 承応四年の光政の先祖祭祀

「宗廟記」の冒頭には、岡山城内の書院ではじめて祖考の儀式を行う際に、光政が読みあげた祝文が記録されている。

承応四年仲春十五日肇祭祖考之儀

一 夙ニ設テ蔬果玄酒樽及ヒ降神之銚子盤盞茅沙祝版燭台饌卓等一

一 詣ニ神主前一 告辞云

孝孫松平新太郎少将前此レヨリ 祭儀委ニテ浮屠一自ラ不三敢テ尽ニ誠  
敬一今因テ信ニ 聖人之道一欲ニ宗廟祭祀如レ法然レトモ 以テ  
年錢ニ不レ能ニ敢遽一改一薄一仮リニ 制ニシテ神主一以ニ仲春之月一恭テ  
伸ニ奠献一ヲ俯伏シテ興

すなわち、これまで仏教寺院に委任し、自ら誠敬を尽くすといった手段

をとっていなかった先祖祭祀を、聖人の道を信じて自ら誠敬を尽くす宗廟祭祀へ改めるというのである。しかし、この当時は承応三年の洪水の直後であり、凶年であるために宗廟を建立するなどの大がかりなことはせず、仮に神主を制して仲春の祭祀を行おうとしている。この時作成された神主の額面には、光政の祖父である輝政は「顕祖考正三品前参議播備淡大守輝政公」、光政の祖母である中川氏は「顕祖妣前参議輝政公中川氏夫人」、光政の父である利隆は「顕考従四品拾遺播磨君武蔵守利隆公」と記され、「顕」の後に現当主との間柄、生前の官職名、俗名が記されるのがその特徴であった。

では、どのような儀式が行われたのだろうか。この時行われた儀式の内容を見てみると、奉主就位（神主を祭祀場所へ配置する）↓降神（先祖の霊を呼ぶ）↓進饌（神饌を進める）↓奠盞（盃を供える）↓初献（酒を献じる）↓読祝文（祖先へ儀礼の主旨を述べる）↓奉饌（神饌を奉る）↓丑献（二度目の酒を献じる）↓奉饌↓終献（三度目の酒を献じる）↓奉饌↓侑食（食べ物を薦める作法）↓皆出↓献茶↓献菓↓詣飲福位↓辞神（先祖の霊を帰す）↓徹（神饌などを撤収する）↓送主（神主を元あった場所に戻す）↓餞（祭祀に参加した者一同で神酒・神饌を食す）の順に行われ、主人（光政）が中心となって「家老及親属礼生礼臣」で分担して行っている。また「祝」といわれる祖先の霊をまつる重要な役目は熊沢蕃山が務めた。

承応四年（一六五五）より始められた祭祀はこれ以後、毎年、仲春、仲夏、仲秋、仲冬に行われる時祭と、先祖の命日に行われる忌祭のこの二つを中心に執り行われていく。定期的に行われるのは、正月、輝政忌祭（光政祖父、一月二五日）、仲春（二月）、仲夏（五月）、利隆忌祭（光政父六月十三日）、仲秋（八月）、円盛院本多氏夫人忌祭（光政妻、延宝六年十月七日死去）、福照院榊原氏夫人忌祭（光政母、寛文十二年十月二十六日死去）、仲冬（十一月）、中川氏夫人忌祭（光政祖母、十二月二十二日）であり、不定期で朔望（一日、十五日の祭礼）、参勤交代の出入りの報告、官

職をうけた報告（冠礼）、告婚の儀（婚礼）、葬礼などが行われた。天和二年（一六八二）に光政が亡くなるが、その三年後の貞享二年（一六八五）から光政自身の忌祭も始められていく。<sup>13)</sup>

### (3) 『池田光政日記』からみる祭祀

光政自筆の『池田光政日記』にも先祖祭祀の記録が残されている。ここでは、「宗廟記」からは見えてこない部分の記事をひろっていききたい。

承応三年（一六五四）、宗廟記が作製される前年であるが、元旦江戸において「御影三ふく、せうこう、伊州（綱政）も同前、其後、格物せうこう、孝経一部読<sup>14)</sup>」とあり、「宗廟記」が始まる前から儒教思想に基づく元旦祭祀が行われていることがうかがえる。「御影三ふく」というのは、輝政、中川氏夫人、利隆の肖像のことであろうか。この時はまだ神主は作られておらず、この先祖の「御影三幅」と「大学」の理念である「格物」と書かれた額に対して焼香し、孝経を読んでいることがわかる。饗食はしていない。

承応四年の仲春には、「祖考祭、首尾能執行申候事、礼式別紙ニしるし留也<sup>15)</sup>」とあり、この別紙というのが前節で取り上げた「宗廟記」のことと推測される。この時から饗食を伴う祭祀が始まった。

明暦二年（一六五六）元旦の江戸においての祭祀は「宗廟記」には記載はないが、『光政日記』には次のようにある。

先祖御三人ノ神主、我等伊与例座共ニ再拜、焼香、俯伏再拜、御さうにを奉、初終主人、中伊与、御盃、中主人、初終伊与、御てうし主人、御茶主人タテ、伊与スル、其後戸ヲ閉出、格物ヲ懸、香ヲ焼、俯伏シテ孝経一部読、畢テ戸ヲヒラキ御膳ヲアゲ、神主ヲ焼、ツギニテ御酒御そうにいたくく<sup>16)</sup>

この記述からすると、この年は光政も綱政も江戸で正月を迎えており、その際に神主を持っていっていることがわかる。これは、万治二年（一六五九）に神主の安置場所、祭祀場所としての宗廟が建立されたからみら

れないようになる。

同年六月十三日、岡山での利隆の忌祭については、「宗廟記」に記載はあるが、城内書院での忌祭の後に、長はかまで国清寺へ向かっていることが『光政日記』からわかる。<sup>17</sup> 明暦二年一月二十五日輝政の忌祭の記述では、「忌日ノ祭、首尾能済候事、五ツ半ニ国清寺へ参候、焼香仕候、法事ハ三十三年より此かた不仕候事<sup>18</sup>」とあり、参詣では法事は行っていないようであるが、寺参りをしていることがわかる。同四月十九日「大猷院様（徳川家光）御七年忌御法事仕、昼時分、利光院へ参候事<sup>19</sup>」とあるように、一族以外の法事は変わらず行っている。

これらのことからわかるのは、一族の先祖祭祀の中心となるのは、城中であるが、その後先祖が祭られてきた寺へも参詣していることである。忌日の寺参りは宗廟ができた万治二年以降も見られる。<sup>20</sup>

#### (4) 思想背景

ここで、神儒式の先祖祭祀が取り入れられた思想背景を理解するために、蕃山の『集義和書』<sup>21</sup> から、関連する部分を取り上げていきたい。蕃山は明暦三年（一六五七）に岡山藩を致仕しているが、中江藤樹を初め熊沢蕃山らの江西学派が考究し岡山藩に伝播した「聖人の道」が、光政に与えた影響は多大である。光政が治国の手段として学んだ聖人の道がいかなる基本をもっていたのか、まずその点から確認していきたい。

（筆者注…敬を立てるためには数々の宮社勧請が必要ではない。）其  
上、聖人の教は、其親を祭て敬の本を立候。親の神すなはち天神と一体にて候。性命より見れば、至尊の聖神なり。他に求むべきにあらず。このように、聖人の教では、親を祭ること「敬の本」を立てており、親は神であり、天神と一体であるともされる。「至尊の聖神」と表現されるように、教の中で最も尊く位置づけられていることがわかる。この親を「至尊の聖神」と位置づける思想はどのような価値観から生まれてくるのだろうか。

（筆者注…儒仏の論争について）法論や儒・道・仏の論などは、氣力のつよきかたか、理のとりまはししがしこき者、勝と見え候。其人の勝負にて、道の勝劣にあらず。聖人の道の、諸道にこえてゆたかに高きことは、論議をまたずして分明なることなり。孝経にふかゝらざる故に、うたがひ出来候。天地の間に人のあるは、人の腹中に心のあるがごとし。天地万物は、人を以て主とし候へば、有形のもの、人より尊きはなし。其人の道の外に何事のあるべく候や。<sup>22</sup>

聖人の道は、人を主とした教えであるということ、人間にとっての心のように、天地万物にとって人が主であるという。よって人の道というのが最も尊重される。人の道とはつまり、孝経の教えであり、親を至尊とする。そして、領民の徳が厚くなり、人の道が最も重んぜられるのは葬祭であり、その礼式の整備が為政者に求められる。しかし、その礼式が日本の水土（風土）、人情に適応していないと基本を損なってしまうという。すなわち、それ喪は終りを慎むなり。祭は遠を追なり。民の徳厚きに帰す、尤人道の重ざる所なり。然れ共、喪・祭ともに時・処・位をはかるべし。只心の誠を尽すのみ。格法に拘て不<sub>レ</sub>叶をしる、不<sub>レ</sub>能をかざらば、必ず基本をそこなふべし。格法の儒者の世に功ある事すくなくならず。予がごときものも恩徳にかゝれり。しかれども、心法にうとときがゆへに、自己の凡情を不<sub>レ</sub>知、又行ふこと、日本の水土に叶はず、人情にあたらず、儒法をおこすといへども、終に又儒法を破ることをしらず。貴殿、三年の喪の法はあたはず共、心情の誠は尽し給ふべし。追<sub>レ</sub>遠の祭も、又なるべきほどの事を行て、自己の誠を尽し給ふべし。<sup>24</sup>

葬礼や追遠の祭は、親、先祖への「心情の誠」を出来る範囲で尽くしたならよいという。蕃山は明暦三年（一六五七）に岡山藩を致仕しており、その後の岡山藩政には書簡を通して、意見をするなど間接的な立場でしかなかった。「集義和書」は寛文十二年（一六七二）に板行されるが、この部分は寛文期の岡山藩の神道請制度を批判して書かれていると推測される。しかし、蕃山、光政両者に共通しているのは、当時の社会に人倫を主と

した政治を取り入れようと考えていたことである。その模範となる、藩主の葬祭の整備が承応四年（一六五五）から始められたといえよう。その後、普及の段階で、領民の人情に適応した礼式の整備が不完全であったとして、光政と蕃山の間には考えの乖離が生まれてくるのであった。では、この試みが綱政期にどのように変遷していくのか、次に考察していきたい。

## 二 綱政以降の宗廟祭祀

### (1) 綱政の宗廟祭祀

天和二年（一六八二）五月二十二日に光政が亡くなり、それまで光政と綱政が主となっていた祭祀の担い手が、綱政と政言（信濃守、備中鴨方藩初代藩主）が中心となる。翌三年五月二十二日に、朝廷の服忌にしたがって小祥儀が行われ、光政の神主が遷廟された。また、綱政との続柄を明記するために神主の改題が行われた。例えば輝政は「顕祖考正三品前参議播備淡大守輝政公」であったが、「顕曾祖正三品前参議播備淡大守輝政公」とされたように、それぞれ一代ずつ繰り上げられたのである。貞享元年（一六八四）五月二十二日は「家礼」の服喪の終わりとなる大祥儀であり、翌二年五月二十二日から光政の忌祭が行われるようになる。この年の一年間の宗廟祭祀は光政の頃と同様に行われた。

しかし、翌年の貞享三年から明らかに変化が見られるようになる。祭祀日が減らされるのである。一でみたように、光政期の祭祀は正月、輝政忌祭（一月二五日）、仲春（二月）、仲夏（五月）、利隆忌祭（六月十三日）、仲秋（八月）、円盛院本多氏夫人忌祭（十月七日）、福照院榊原氏夫人忌祭（十月二十六日）、仲冬（十一月）、中川氏夫人忌祭（十二月二十二日）であったが、貞享三年より、正月、仲春（二月）、光政忌祭、仲秋（八月）、円盛院本多氏夫人忌祭（十月七日）に減らされるのである。単純に考えて半分の祭祀数になる。貞享三年の「留帳」閏三月二十九日の条には「時祭

八年ニ二度春秋御執行、夏冬ハ御止可被成旨被仰出<sup>25</sup>」と記されるのみで、その理由は述べられていない。また、同四年九月に大風雨により宗廟の瓦屋が破損し、修繕により休室になるが、修繕の終わった十月七日の円盛院本多氏夫人の忌祭は宗廟では行われなかった。同年六月に、宗門改が寺請へ戻されていることと無関係ではないだろう。以降円盛院は養林寺で供養されることとなり、綱政期の祭祀は、定例の正月、仲春（二月）、光政忌祭、仲秋（八月）の他、参勤の出入り、告婚の儀が行われるのみになった。これが岡山藩の祭祀の定式となり、以降踏襲されていくことになる。

綱政は元禄十一年（一六九八）に高祖父の恒興と父光政の菩提を弔うために曹源寺を建立するが、その際、宗廟祭祀に変更を加えなかった。しかし、自らが宗廟で祭られることは選ばなかったようである。綱政が亡くなるのは、正徳四年（一七一四）十月二十九日であるが、綱政の神主は作られず、その死が先祖に報告されるのみだった<sup>26</sup>。これ以降の藩主の神主は作られなかった。

四代藩主宗政が明和元年（一七六四）に亡くなった後、五代治政が初めて入国した明和四年（一七六七）六月一日に改題の儀が行われている<sup>27</sup>。この時、三代藩主継政がまだ存命していたので、神主の題は、例えば輝政が「顕高祖考」、利隆が「顕曾祖」、光政が「顕祖考」というように継政との続柄で記されていた。治政の入国を機に継政から治政への祭祀権の委譲がなされ、神主の改題をしたといえる。この際の神主の改題が興味深く、輝政夫妻が「太祖」、利隆夫妻が「先祖」、光政夫妻が「高祖」と改題された。当主との続柄を指すのは光政夫妻の「高祖<sup>28</sup>」のみとなり、輝政夫妻はいわゆる王朝の始祖に対して使われる「太祖」、利隆夫妻は「先祖」と題されるようになった。

このように、輝政・利隆・光政の祭祀は綱政期に定まった定式を変えることなく藩主から藩主へと継承されていたのである。

(2) 『池田綱政日記』からみる宗廟祭祀

ここで、綱政の頃の祭祀の一端をうかがうために、『綱政日記』を紹介したい。次の一文は元禄九年（一六九六）の二月十八日に行われた仲春の祭の様様である。

- 一、今日中（仲）春御祭御執行ニ付、前夜表ニ御寝成、卯上刻被為御目、御浴、御櫛相濟、御廟參、御召物（縹羅御小袖長御上下）、辰上刻御帰、半御上下ニ被召替、小書院御着座、信州様始、年寄中以下如例之衆、昨、御酒頂戴相濟、今日御役人、御料理間一等ニ並居、御目見、日置猪右衛門披露之、訖於招雲閣御膳出ル、信濃守様、池田大学、土倉四郎兵衛、日置猪右衛門、池田左兵衛、池田七郎兵衛、池田吉左衛門、泉八右衛門御相伴也、御膳部塗木具、御料理ニ汁五菜、御肴、御吸物出ル、御酒二献之後、塗三方ニ土器式載、御肴塗三方載、御前江出之、信濃守様ト御盃事有之、畢而御相伴衆江茂、土器ニテ御酒被下、御肴、御直ニ被下之、訖積土器足打ニ載出之、今日御役人沢一学ヲ始、一人宛罷出、御酒被下、御肴、信濃守様御挟被下之、畢テ御膳取、御茶菓子出ル、御茶、御勝手より出ル、御酒之内、音楽有之、左之通也、
- 武徳楽 柳花園 賀殿急 酒胡子 陵王
- 一、右相濟、御召物染小袖、裏付御上下被召替、御書院江御出、御折紙被下、或御礼申上ル面々左之通、日置猪右衛門役之、御折紙頂戴
- 池田七郎兵衛 稲川佐内 赤座十郎兵衛（他三十四名略）  
御礼申上ル面々
- 鳥目 父惣三郎跡目無相違被仰付御礼、近藤弥三郎（他三名略）  
同 御勘定頭廻被仰付、御切米御扶持御加増被下御礼、山本右衛門七（他一名略）
- 一、今日御祭相濟候為御悦、年寄中、同子共中、番頭、物頭、寄合組

登城、御帳ニ付、各退出、

傍線の人物は宗廟で行われた仲春祭において儀礼の担い手として参加している。<sup>30)</sup>この時の祝は熊沢蕃山の弟の泉八右衛門である。注目する点としては、仲春の祭の参加者の饗食が行われた後、書院において藩士への折紙の下渡などの知行宛行事が行われている点である。知行宛行という行為が現藩主と藩士の間で個人的に行われるのではなく、輝政以来の普遍的な関係性の中で位置づけられていると理解できる。

また、御祭を祝うために、年寄中、その子供、番頭、物頭、寄合組の藩士たちが登城し、記帳している。藩主個人の祭祀というよりは、藩をあげての祭礼として位置づけられよう。

(3) 綱政の改変とその思想背景

一 (3) でみたように、寛文期の神道請が領民に強いような形となったことに対して、熊沢蕃山はその批判を含めて「水土」論を展開した。貞享三年（一六八六）に門人によって校合、清書された「水土解」（後に『集義外書』に収録）においてもその論がさらに推し進められている。『集義外書』では葬祭の礼式が日本の水土と人情にかなった法でない敬の本を立てるといふ基本が損なわれてしまうと主張されていたが、『集義外書』では礼式がさらに「易簡の善」を備えたものであるべきだという点が強調されていく。では、彼の主張する「易簡の善」とはどのようなものか。彼の論から復元していきたい。

仁政を行いたいと思う為政者は、まず学校で人々に仁義を知らしめ、その仁義にかなった最小限の実儀に専心するべきであり、その質素な暮らしぶりの中から、無駄がなく、人の気力が増し、財用が足りていくようになる。財用が十分に満ちたら、人欲があふれるので、この時に礼儀を定めるとよいとして、以下のように述べる。

今の時に当て仁政を行はんと欲する人は、先んずるに学校の教を以てし、人々に仁義を知らしめんのみ。世間の多事多物を滅して、易簡な

らしめ、事すくなく物備す。質素をもって実儀を専らとすべし。如此して後、人欲の偽除くべし。こゝにをひて始めて人心明らかに、天性全かるべし。年重ねて後、人の氣力増し、財用足りなん。氣力生じ財用満ちて礼義の則なき時は、人欲あふるゝものなり。此時に及て、教ふるに礼樂を以し、立るに人の儀を以てし、定るに式を以てすべし。しかれども皆水土によるべき也。問、何をか人の儀と云。曰、衣服文章これなり。(中略) 何をか式と云。曰、時処位に應ずる礼儀なり。物は次第に備りやすくして、過るに至り、事は次第に多なりやすくして、乱るるに至りぬ。故に式を定めて恭敬の人も過ることあたわず。不恭人も及ばざる事あたはず。事易なる時は知やすし。物簡なる時はなりやすし。夫式は易簡の善を不失となり。むつかしき事を作爲して、人にしゆるにあらず。人儀は恭儉の則を立んとなり。美を書にあらざ。故に人儀は治道の要なり。<sup>31)</sup>

このように、礼式というものが、人々の生活に「易簡の善」(行い易い簡単な方法で仁義の善行を行わせるもの)を定めたものであるとしている。また、日本の水土にかなう「易簡の善」とはどのようなものかとして、次のように述べている。少し長いが重要な箇所であるので煩を厭わず引用したい。

仏者は不仁なるだに、易簡一つにて立侍れば、我道の仁政、易簡ならば、いかばかりまさり侍らん。しからば終に聖神の道行はれて、西戎の異法は亡び侍らざらんや。答云、易簡の善を行て、水土に叶ふ学者ありがたかるべし。朱学王学などゝて、世にあらそひ侍れども、皆易簡の善には遠し。予たまゝ大道をいはんとし、行はんとすれば、莊老の道也、異端也、などいひ、あらぬそしりまでもつけまし侍り。予は一人にして助なし。彼は助け多ければ、終に悪名をかうぶりて独身となりぬ。日本の水土には、周の礼のやうなる文備たる事は、あまねく久しくは行はれざる道理必然也。周の礼法にくらべては老莊の道ともいふべきまで、大簡になくしては、天下に用て後世に行はるゝ事はな

らざる也。実は老莊にても、何にもあらず、上天の時にのっとり、下水土によるの大道也。跡を見て真を不知人とは、ともに道をいひがたし。云まじき者にいひ、そしりを得ば、予が不明也。然どもそしりをおそれいはずば、後世知人あらし。格法を用て乱に及たる時、予が言のこらざれば、道はやむに近かるべし。願は上古の神道をかへし、誠を立てもろこしの法にもかたよらず、仏家の流にもならず、易簡の善を用て知やすく、したがひやすき大道を行はん事なるを、今の学者は、儒道を興起するとて、みづからおさへ、仏を退るとて、助立るの勢をしらず。それ仏者の不仁と、儒者の理滞と共に神道をなみする事は一也。その中に、仏法は水土にかなふ処あり、儒法は水土に應ぜず、是を以しれり、仏法もたゆべからず、儒道もおこるべからず。儒道おこらで仏法たえずば、終に吉利支丹の爲にうばはれぬべきか。然ば神道も儒道もことゝくうちやぶらで、畜生国となり、禁中もなくなるべし。天地やぶれたるにはおとりなん。後世と輪廻を立ていふときは、吉利支丹は後生の手だても仏者よりは上手也。理を云事も、仏道よりはまされり。仏道の力を以て、ふせぐべき事かたし。今の儒法は、天下國家の政道となるべからざれば、終に一流と成て、吉利支丹の爲に失はるべし。これによりていへり。神代の遺徳をあらはし、王代の法令をかながへ、今の人情事変をつまびらかにして、化育を助るの大道有。信厚からで法を先ずれば、民の偽をみちびき、無事を行はずして、礼いたづがはしければ人欲生ず。それ礼法は、人欲の堤也。大河のほとりに住居する者は、堤強固なれば生全し。しかるに源遠らぬ小河の水の憂もなき地に、堤余多所に大にせば、民の身命を養ふ田畠も、多は堤の爲にとられて、うゑに及べし。もろこしは大国にして、地の生厚し。就中周の代は天地ひらけてこのかた、大平無事の時運に当れり。天地の物を生ることかぎりなく、財用の多こと水火のごとし。人民大に富てなすべき事なし。故に驕奢にながれ、情欲あふるべき勢あり。聖人は憂給ひて、礼文法令余多作て、いとまなからしめ、喪祭の爲

についやして欲をふせぎ給へり。其時だに礼文あらはれて、いまだ取  
行には及ばざりし事ありき。後世に及て、政令道を失ひて、人心正し  
からざるより、四時の氣不順にして、地の物を生ずる事すくなし。貴  
賤分をこえて、士民まづし。事しげくしていとまなし。此故に多欲に  
なりて、情うすくなりぬれば、其国にてだに行ひがたし。況や他の国  
におひてや。近年は草木金石だに姓よはくなれり。まして人は病氣無  
氣力のみ也。其上に家貧しく、世間事しげし。いかむして大国上世の  
法を行はんや。<sup>32)</sup>

蕃山は、周の時代に作られた礼法は財用が満ちている時に人欲を抑える  
ために作られたものであり、今の日本ではより「大簡」なものではないと行  
いがたいと考えている。できることなら、上古の神道をもとにして、中国  
法に偏ったり、仏教流にも染まらぬ、「易簡の善」を用いて、知りやす  
く従いやすい「大道」を定めたいところであるが、それは、貧しくて、出  
費がかさむ今の時勢にかなったものでなければならぬと考えているので  
ある。

蕃山は仏法は不仁であるが、「易簡」という点では優れているとして、  
仏法の葬礼における利点を次のように考察する。

日本にてだに、近年少文学はやりぬれば、かな書にても誦侍る者は、  
真実に仏道にまよふ者はまれなり。もろこしの文国にて、いかであま  
ねくはひろごり侍りけん。二云、これも儒者の方よりひろめさせたる也。  
周の代の富有なる時の礼をもち来て、後世の貧乏困窮の民にくわへ、  
無事の時の法を以て事しげく、つかれたる者になさしめ、上世の氣力  
盛なりし人のなしたる事を、後世のおとろへたる者に行はしむ。貴賤  
ともに周の礼法にくるしめる処に、仏法渡りて喪祭共に易簡にて、財  
用をついやさず、事少くて勞せず。故に実に信ぜざる者も、仏法にだ  
に入ば、心身やすくして家財ついゑず。凡民は是を悦で、風に草のし  
たがふがごとし。公侯大夫士たる人も、世にひかれて、是非なく儒道  
を行者は、大に内外あり。名聞にて行者も、少づゝは内外なきことあ

たはず、恥ある士も心勞し、氣つかれ、財たらずして、是非なく偽り  
をなす事かなしめり。仏法にだに入ぬれば、此あまたの憂なし。こ  
の故に高き人もみな仏道に入て、儒道はたゞ外むきの事となりぬ。も  
し此時に明君良相ありて、時運のおとろえを察し、人氣のとほしきを  
見、情のうすきを知、財用の不足に叶て、易簡の礼法を作為し、誠を  
立て太古の質素の風をかへさましかば、高きもいやしきも、誰か仏道  
にまよひ侍らん。かくて時運も盛になり、人氣をつよく情もあつく、  
財用たりぬる時に及て、後の君子を待て礼をおこさしむべし。<sup>33)</sup>

すなわち、仏法の葬祭は、葬礼、祭礼ともに易簡であり、財用を費やさ  
ずして安心して葬祭を行なえるというのである。また、葬礼の次の点も時  
勢にかなっていた。

近世ほど人多土地せばき事はあらず。氣運ふさがりくらふしてしかり。  
時に仏法あるも又かなへり。火葬も又可也。今の時当て、家礼の儒法  
を庶人までに行ん事は聖賢の君出給ふとも叶ふべからず。庶人は生る  
時の衣食だに不足、家屋も風雨をふせぐにたらず。農人は農業をなす  
がためのみ。町人は工商のためののみ。それだに用にかなひがたし。何  
のいとまあり、有余ありて、葬祭の礼をおさめんや。<sup>34)</sup>

蕃山がいう「道」というのは大路のように人々が共に頼るものであり、  
その時代に適わなければ、大害になるものであり、今の日本には、法を略  
して人々の人情を和らげるべきであるという。

近年は草木金石だに性よはくなれり。まして人は病氣無氣力のみ多し。  
其上に家貧しく世間事しげし。いかでいにしへの富有にしていとま多  
く、無病にして氣力あまり有し時の礼を行はむや。それ道は大路のご  
としといへり。衆の共によるべき所なり。五倫の五典十義なり。いま  
だ道学の道なかりし前より行はる、天にうくるが故なり。万古不易の  
道也。礼法は聖人時所位によりて制作し給ふものなれば、古今に通じ  
がたし。よく時かなはざれば道に害あり。しかるに今の学者には、  
法をとめて道なりといへる者あり。故に時処に應ぜざるをも、是非か

くのごとくせずしては不叶事と思へり。今日日本の時処位は、理にかへりて情をやはらげ、道を専らにして法を略すべき勢なり。<sup>155</sup>では、今の神道はその「大道」とはならないのだろうか。蕃山は日本の喪祭の特徴を次のように述べる。これも少し長いが引用する。

問、近年儒法とて執行ふを見れば、大かた祭祀の事也。もつとも葬礼も家礼の法により侍れ共、死を送るの事ばかりなり。喪の作法は十が一二も侍らず。祭の作法は略義ながらも大かたし侍り。儒法を用るほどならば喪祭ともに牛角に用ひ度事なり。一方用ひて一方かかむよりは、二ながらなきぞよく侍らん。祭はなし易く、喪には居がたき故なるべし。云、是も日本の水土なり。日本は則文字にも日の本とかきて陽国なり。小国なるは陽のわかきなり。故に此国の人は悦び多して哀び少し。祭は吉礼にして悦也。故に日本の人これを好めり。いにしへも祭礼のみ精しかりしゆへに、今にのこりてあるは祭祀なり。葬礼も有たれ共、大かたの事なるゆへに、仏法にうつりて絶たり。神職に精きものゝたまゝしれるもあれど、古今時異なれば全からず。葬礼は凶礼なり。日本の人の氣質に不得手なる所なり。天竺は月氏国といひて、西のはてなり。月のはじめてあらはるゝ所也。陰国なるゆへに哀び多して悦び少し。故に礼も死を送るの葬礼に精し。教を立るも、無常をいひて、憂ひ多き所より悪をやめ、善をなさしめんとす。日本に葬礼のたしかならざるごとく、仏法に祭の吉礼は見えず。祭礼のごとくなるも年期月期とて皆とぶらひの体なり。故に其聲に憂あり。西戎の精きを持来て、日本の粗なるに加へたれば、みな仏者の礼に成て粗はなく成ぬ。もろこしは東西の中なるゆへに、悦楽哀戚ともにかねたり。是故に喪祭の礼ならび行はる。仏法のとぶらひは神国の祭法にあらず。日本の今の祭祀は大社か、生所神<sup>うぶすな</sup>などばかりにて、人々の親先祖には用ひがたし。此故に祭祀に志ある人は、儒の神道を悦てこれをとれり。然れどももろこしの法はとけて用ひがたかるべき所あり。日本の水土人情によりてあまねく用ひて久かるべき祭法あらん。後の君

子を待而已。<sup>156</sup>

蕃山の独特の「水土」論が垣間見られ大変興味深い部分である。蕃山によると、日本は吉礼である祭祀が行われやすく、凶礼である葬礼が行われにくい「水土」、すなわち土地柄であるとされる。かわって仏教が起った天竺は葬礼に精しく、祭祀が乏しい特徴があるという。中国はその中間であり、喪礼祭祀ともに行われた。日本の今の祭祀は、大社や産土神を祭るものばかりで、親先祖を祭る方法としては適当ではなく、先祖祭祀に志がある人は、「儒の神道」、つまり神儒式の先祖祭祀を喜んで取り入れているのだという。しかし、蕃山は、中国の法はとりいれがたい所があると考えているので、日本の「水土」、人情にかなった祭法を後の君子が定めるのを待つのみであるとしている。そこで問者は、次のように後の君子を待つのは後の人であるとして、自分個人で祭る方法を尋ねる。

問、後の君子を待てなすべきは又後の人なり。今日自分に用べき事はいかゞし侍らんや。云、物の初は誠あまり有て、礼たらざるをよしとす。太古は春秋に祭たり。夏冬を加へたるは中古よりの事也。今の時士民ともに事しげく、いとまなく用たらず、氣力うすし。しばゝする時は、誠敬尽しがたし。春秋と期日とに祭て可なり。問、或は公用などしげくて、三日の潔斎なりがたきものあり。又病氣老衰にてたへがたきものあり。不祭も心よからず、祭にうむも不敬なり。かくのごとき者はいかゞし侍らむや。云、去ながら春秋の祭は、親先祖を五行の神明に配して祭ことなれば、たとひ沐浴し衣服を改めなどする事こそ一夜神事を用るとも五辛を食せざるのたぐひ、神をけがすべき事をば、三日前よりいみつゝしむべし。問、寒氣の節酒を禁ずるによりて、寒にあてられ、病氣をもよほし、めいわくするものあり。三日の潔斎に甚くるしめるものあり。酒をいましめらるゝ道理はいかゞ。云、これも主意ありての事なり。ひたすらに仏者の飲酒戒の様にいましむる事にはあらず。寒氣をふせぎばかりに用る事は何かくるしかるべき。祭の前に厚味の物、并に酒をいむ事は、相火をたすけ、心をふすべ、

或は精気をまして情欲の発すべき事を用心する也。或は病氣老衰の人に肉を用ひ、或は寒気をふせぐばかりに過ぎるほど酒を飲事は適當のくすりをやる也。一偏に戒べき道理なき義なり。問、期日に肉食せざる事は何ぞや。云、期日は終身の喪なり。何事も樂にあづからず。故に飲食に味を調へず。干物しほ物のかるきはくろしからず。精進物にてもあぶら物など厚味の物は好まず。期日はをやをしたしみ祭によりて、前一日の潔齋なり。春秋は親を尊びまつる故に、前三日の潔齋なり。是も又後の法なり。上世孝子孝孫の祭を初めし時は、此数なし。

春の花を見、鳥の聲を聞、秋の風身にしみ、虫の音心に感じて、日月のうつり行事を思ひ、親先祖を思ふ事切なり。これによつて、俄に潔齋してまつれり。此時は大かた一夜神事なるべし。期日の祭は年に一度の日月なれば、兼て思ひまうけての事也。問、四時さへむかしは春秋ばかりとうけたまはるに、朔望の拝はいかゞ、云、朔望は親先祖の所へ礼に行道理なれば、潔齋はなし。君朝へ出仕する道理と同じ。たとひ時物などを神前に奉ずるも、備て不祭の義なり。春秋の祭は、親先祖の神と交る故に潔齋する也。問、期日の祭は上古はなき事也。中古よりの事也といへり。いかむ。云、此理至極せり。父母死して三年の間の祭は凶礼なり。三年過ては吉礼に変ず。神道の理過たる凶礼をまた引出して、終身の喪有べからず。期日の祭は厚事はあつけれども、理には不叶。しかれどもおこりし期日の祭を今やむべきにあらず。後世神道盛に行はれて、人皆祭祀に誠敬を尽す時あらばをのづからやむべし。今やめては人情うすくなる事あらん。止るもおこすも時あるべし。<sup>37</sup>

すなわち、今の時勢は士民ともに多忙で財用が足らず、葬祭に対して力を尽くす余力がないので、頻繁に祭祀をするとかえって誠敬を尽くすことができないので、春秋と期日（命日）に祭るのが適當であるという。その後、細々とした潔齋の注意点が述べられているが、注目すべきなのは、期日の祭祀が「終身の喪」であるとされている点であり、本来なら喪は三年

で終わり、凶礼も吉礼に変わるのので、期日（命日）を祭るのは理に叶わないとされる。しかし、一端制定された期日の祭を止めてしまふと、親先祖を尊ぶ人情が薄くなってしまうので、止めるべきでもないという。

ここで、二（一）の綱政の宗廟祭祀の改変を思い起してほしい。綱政は、光政の忌祭が始められた翌年の貞享三年から、光政の祭祀数の半分に減らした宗廟祭祀を始めた。貞享四年からは、定例の祭祀は正月、仲春、光政忌祭、仲秋のみとされた。前引用部分は『集義外書』の「水土解」であるが、これは貞享三年に門人の間で清書、校合が行われた<sup>38</sup>。この「水土解」の内容を綱政は知っていたのだろうか、それを証明する直接的な資料はないものの、蕃山の「水土解」の内容と、綱政の改変には無視しがたい共通性がみうけられる。ただ、綱政の独断であるのは、光政によって制定された、光政以外の忌祭（蕃山のいわゆる期日の祭）を取り止めた点である。

その点、蕃山が、後の世に神道が盛んに行われ、祭祀に誠敬を尽くすようになったら、期日の祭は自然となくなるとして、積極的に改変を好まなかったのと異なり、綱政は自らが礼を制定する君子として率先して取り止めたといえよう。いわゆる蕃山のいう「易簡の善」を備えた礼式の整備を大胆にはかったのである。しかし、その改変の中でもあえて光政の忌祭は残された。ここに、綱政の光政顕彰の意図を読み込めるだろう。<sup>39</sup>

藩主の祭祀は藩士にとっては模範とされたであろうから、綱政のこの改変によって、蕃山のいう民情にかなう「易簡の善」を反映した礼式が示されたと考えられる。

### おわりに

以上、岡山藩の先祖祭祀を草創期の光政、改変期の綱政を中心にみてきた。

池田光政によって始められた宗廟祭祀は光政の死後、貞享三年（一六八六）に祭祀数が減らされた。貞享四年からは光政以外の忌祭は行われな

ようになり、春秋の時祭と光政の忌祭が先祖祭祀として続けられていく。綱政の死後、新たな藩主一族の葬祭は仏教寺院に委任されるようになるが、輝政夫妻、利隆夫妻、光政夫妻を祭る春秋の時祭と光政の忌祭は明治まで続けられていく。熊沢蕃山が『集義外書』の「水土解」で考察していた、日本では祭礼は行われやすく、葬礼は「易簡」な仏法が好まれてきたという評価は、結果として岡山藩の葬祭にもあてはまったといえる。藩主の先祖祭祀は祭礼として続けられていったが、その継承の内実は藩政の草創期の先祖に限られた。

蕃山が『集義和書』で述べていた「親」を「至尊の聖神」とした意識から始められた先祖祭祀は、『集義外書』の「水土解」が書かれた頃には民生にかなった「易簡」な先祖祭祀へと改変があり、綱政の死後、草創期の先祖を特別視する先祖祭祀へと転換していったのである。親を祭って敬の本を立てることが先祖祭祀の根本であるが、藩主が宗廟祭祀においてその模範を、形を変えながらも示し続けたことは岡山藩の特色といえる。<sup>(40)</sup>

二の(2)では、『池田綱政日記』から、仲春の祭に一族、家老、番頭、組頭が参加し、祭祀後会食、藩士への知行宛行の折紙の下渡、藩士の登城、帳付が行われていた事例を紹介した。知行宛行という行為が現藩主と藩士の間で個人的に行われるのではなく、輝政以来の普遍的な関係性の中で位置づけられている可能性を指摘した。藩政に祖先祭祀が機能していた一例と考えられる。家のレベルというより藩のレベルの「祭」として機能していた可能性があり、<sup>(41)</sup>近世の政治と儀礼の関連性を考察する糸口となると考えている。<sup>(42)</sup>

〈注〉

- (1) 圭室文雄「岡山藩の寺院整理政策」(『葬式と檀家』吉川弘文館、一九九九年収)、水野恭一郎「備前藩における神職請制度について」(『武家時代の政治と文化』創元学術双書、一九七五)、田中誠二「寛文期の岡山藩政―池田光

- 政の宗教政策と致仕の原因―」(『日本史研究』二〇二号、一九七九)、大川真「『朱子学』と日本近世社会―岡山藩神職請を題材にして―」(『日本思想史研究』三三)、東北大学文学部日本思想史学研究室、二〇〇〇)等。
- (2) 光政の致仕は寛文十二年(二六七二)六月十一日。寺請への統一化は貞享四年(一六八七)六月。

- (3) 詳細については倉地克直「岡山藩における宗門改について―神道請から寺請へ―」(『岡山の歴史と文化』福武書店、一九八二)を参照。

- (4) 例えば、吾妻重二「池田光政と儒教喪祭儀礼」(『東アジア文化交渉研究』創刊号、二〇〇八)では、宗廟における祖先祭祀が江戸時代を通じて行われていたことに言及はされているもの、おわりにでは「岡山藩における儒教喪祭儀礼の実践は基本的に光政一代で終焉したのであって、水戸藩主および藩士におけるそれが長期にわたって続いたのとは違う結果となっている」と位置づけられている。氏の分析は「喪」礼が中心であることからこのような評価となっているが、本稿では、光政以降も祭礼が継承されていくことの意味に注目していきたい。

- (5) 以下熊沢蕃山については後藤陽一「熊沢蕃山の生涯と思想形成」(『熊沢蕃山』日本思想大系三〇、一九七二)を参照。

- (6) 蕃山の葬祭論を論じたものに、田世民「熊沢蕃山の儒礼葬祭論と『葬祭辨論』」(『近世日本における儒礼受容の研究』ベリかん社、二〇二二)がある。蕃山の水土論を中心に考察し、葬祭礼の問題には漸進主義であった点を崎門派との対比によって鮮明にされている。

- (7) 寛政期に岡山藩士齋藤一興によって編集。
- (8) 吾妻重二「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌」(吾妻重二編『東アジア世界と儒教・国際シンポジウム』東方書店、二〇〇五)。

- (9) 永山卯三郎『池田光政公伝上』石坂善次郎刊、一九三三。

- (10) 以上、『池田家文庫マイクロ版資料目録』から。
- (11) 「宗廟記」【A1・476】(マイクロTCE〇〇一・二九三)

- (12) 主な役割分担を次表で示す。役職は『諸職交代』を参考にした。

次第	役	担当	役職など(『諸職交代』)
奉主就位	考	池田政言	光政次男
	祖妣	池田政種	輝政の六男輝興の子
	祖考	池田光政	
降神	盃	上坂外記	判形 500石



(40) 前掲注4、吾妻重二「池田光政と儒教喪祭儀礼」八七頁には、「家廟は、墓所に建てられる「墓祠」としての廟や、誰でも祭ることのできる「祀廟」としての神社とは異なる、居宅に隣接する祖先祭祀施設であって、その造営は徳川光圀の場合とともにかなり稀なケースとして注目される」と評価されている。

(41) 田中誠二「寛文期の岡山藩政―池田光政の宗教政策と致仕の原因―」（『日本史研究』二〇二号、一九七九）では、直轄行政組織を身内で固めることによって強ちに掌握・編成・藩主の家権力の拡大・宗主権の強化を志向したと評価された。

(42) 近世の政治と先祖顕彰の関係については、拙稿「新井白石の礼楽構想と鬼神論の関係性」（『寧楽史苑』五三号、奈良女子大学史学会、二〇〇八）、「新井白石の貨幣論」（『日本思想史研究』四一号、東北大学大学院文学研究科日本思想史研究室、二〇〇九）、「新井白石の政治思想」（『寧楽史苑』五七号、奈良女子大学史学会、二〇一一）、「松平定信の政治思想」（『奈良歴史研究』七六号、奈良歴史研究会、二〇一一）の中でも考察した。扱った時期・人物は本稿と異なるが、儒教をベースに学者が構想した「礼」や「制度」について考察する点は本稿と共通しているので、併せて参照していただけたら幸いである。

（こんどう めぐみ 岡山県立記録資料館）

# 近世後期における豪農の心性

— 大國家文書にみる家相説受容の諸相を通して —

## はじめに

備前国和气郡尺所村（現岡山県和气郡和气町）にあって、十八世紀以降、酒造業や運送業で財をなした大國家の家屋は、旧大國家住宅として国の重要文化財に指定されている。住宅は、比翼入母屋造りという独特な形式が高い評価を受けているが、それとともに、家相図が多く現存することも注目されている。<sup>①</sup> 宮内貴久は、十八世紀末頃から家相という言葉が誕生したこと、十九世紀初頭から家相図が作成され始め一八三〇年代から増加することを指摘するが、表1にあるように、大國家では全国的にみても最初期より作成している。では、なぜ大國家は、流行の先端を行くように家相説へ傾倒するようになったのか。この課題に向けて漸進すべく、大國家文書からいくつか史料を紹介しながら、家相説受容の背景を追究し、十八世紀から十九世紀にかけての豪農が有していた心性の一端を明らかにしたい。<sup>②③</sup> なお、大國家は、近世においては大森と称していたため、以下、大森とする。

## 一 大森家と家相説

まずは大森家における家相説受容を概観することから始めよう。

表1は、二〇一二年度末現在で見出すことのできた家相図を一覧にしたものである。東家や木地屋とあるが、これらは大森家の分家や親類にあた

表1 大森家の家相図

	家相図名	年	年	家相見	備考
1	(享和3年家相図)	享和3	1803	既月	
2	大森文助家相図	文化2カ	1805	井上	井上主殿と考えられる
3	(文化期家相図)			松浦	他図との比較により文化2～5年の間と考えられる
4	(文化6年家相図)	文化6	1809	片桐古洞旦美	
5	(文化7年家相図)	文化7	1810		
6	(文化9年東家家相図)	文化9	1812	片桐	片桐古洞と考えられる
7	(文化期木地屋家相図)				
8	(文政7年家相図)	文政7	1824	小林純等輔世	本図とは別に1枚あり
9	大前之図	文政7	1824	小林純等	
10	(文政・天保期イ家相図)				
11	(文政・天保期ロ家相図)				
12	(嘉永・安政期家相図)				
13	(明治23年家相図)	明治23	1890		

※『旧大國家住宅調査研究報告書』の記載に、調査以降発見された家相図の情報を加えて作成。

る。現在のところ、それらを含めて一三点が見つかっている。表からは、大森家が十九世紀に入った直後から家相図を作成していること、明治期までまとまってい

る。これは、大森家が十九世紀前半を通して増改築を繰り返していたことによる。大森家は家相図を歴史的にも最初期から作成しているが、さらに注目されるのは、大森家分家の「油屋家図覚」が現存していることである。この図にはいわゆる家相図のような吉凶を判断する書込や方位線が見られないものの、「寛政六甲寅三月廿二日京都横山升進

森 元 純 一

参、家相見申候」とあることから、家相判断の材料となった図であることは確かであろう。また、このメモは後年に書き加えられた可能性もあり、いつの段階でなされたものか不明なため断言はできないが、「家相見申候」という文言からは家相を判断して生計を立てる者がいたことを示唆している。寛政六年（一七九四）は最も早く作成された享和三年の家相図から九年遡る。十八世紀末頃に家相という言葉が誕生したという指摘を踏まえれば、大森家はその頃すでに受容していたこと、「家相」を判断する人物と接触していたこと、その上に立って家相図作成へ展開したことが判明する。

表1の家相図は、寛政十年（一七九八）に家督を相続し、文化十三年（一八一六）に死去した三代当主文助の時代のものが多い。ならば、文助が家相説受容に重要な役割を果たしたのではないか。このように仮定したとき、それを裏付けるように、文助が家相説と深く関係していたことを示す書状を見出すことができる。書状のため知り得る情報が断片的ではあるが、以下いくつか掲げてみよう。

#### 【史料1】

先日者華書真拝見仕候、益々御旁勝奉賀候、私義無事居申候、然者高取氏御書拝見、此度御返し申上候、私考此度ハ大違ニ而御座候、併此度之処私ニ相応之義故能合申と被存候、家相大間違ニ而御座候、是ハとんと違ひ申候、寿命之事迄大違ニ而何もかも初とは大間違ニ而御座候、又来春ハ見せ申度候、御世話奉頼上候、三度ハ三度ながら又違ひ可申と奉存候、中るハ此度之かよく中り申と奉存候、近々書面万々可申上候、頓首

五月廿三日

文助様

赤石順治

順治

文末の「赤石順治」は後筆であり、この書込によると赤石順治から文助

へ宛てた書状である。赤石順治は、和氣郡北方村の医師で、文化十年（一八一三）には閑谷学校医にもなった人物である。書状に年号がないため、文助の人生においてどの段階のものか不明であるが、文助が家相や吉凶判断する人物を斡旋している様子が窺える。すなわち、赤石は、「高取氏御書」を拝見し、考え方が「此度」のものは「大違」であるが私に「相応」でよく合うと述べ、家相については「大間違」で「とんと」違うと強調する。とくに寿命は「大違」であったことを指摘する。「此度」とあることから、赤石は過去に一度判断を仰いだことが分かる。また、寿命について言及していることから、「高取氏御書」には、家相だけではなく他の吉凶判断についても掲載されていたのであろう。書状はさらに、来春にまた見せるので「御世話」を依頼している。その一方で、さらに来春に三度めの判断を仰ぐにあたり、赤石は「三度は三度ながら又違ひ申す」として「中るはこの度のがよく中り申す」とするとともに、当時の人々の吉凶判断への距離感を読み取ることができる。「御世話」が何を依頼する言葉なのか判断とはしないが、ここでは、文助が吉凶判断の「御世話」にあたって想起される人物であったことを、少なくとも指摘しておきたい。

次に、和氣郡神根本村の久左衛門が文助に宛てた書状を見てみよう。

#### 【史料2】

（上書）

「尺所

神根本

文助様

久左衛門

要

以手紙得貴意候、時候冷気相増候処、御家内皆様御揃、弥御堅勝ニ可被成御座と珍重奉存候、愚老無異義罷在候、乍慮外御安想可被下候、然ハ私宅ニ只今迄井水無之候ニ付、品ニ寄候ハ、掘可申と存居申候、掘候得ハ家より寅ノ方と存寄罷在候、不苦可有御座哉、御考被成可被下候、若寅ノ方不宜候ハ、丑ノ方ニも明キ所御座候得共、願クハ寅之

方ニ此度御座候、兼々貴君御嘶ニ井水など者大切之者と承覚居申故、  
任必易御相談申上候、乍末御家内様へ可然致声奉頼候、倅共私より宜  
申上呉候様申候、早々頓首

九月二日 家相 金兵衛

久左衛門には、自宅に井戸がなく条件次第では掘る意思があった。掘るならば「家より寅の方」と思っており、その妥当性を文助に照会している。そして、もし寅がよくなければ丑の方にも空いているところがあるが、できるなら寅がいいと続けている。注目したいのは、相談理由について、文助がよく「井水などは大切」と話していたからと明記していることである。文助は、家相説についてその重要性を周囲に吹聴し、さらに多少なら家相判断ができたのである。文助は熱心に家相説を学習していたとしてよからう。ただし、「家相 金兵衛」は後筆であり、あるいは金兵衛という家相見を幹旋し、判断を依頼したのかもしれない。

文助が家相について学習していたことについては、次の書状が裏付けている。

### 【史料3】

(端裏書)

「普請書付借用之手紙

亥五月廿八日 既月僧」

其以來者絶音向候処、向暑之節愈御清福被成御座候奉歎躍候、誠ニ先日者長逗留仕、殊ニ御馳走ニ被成候、千万奉存候、御家内様宜御礼奉願上候、当地家相数々御座候而、只今ニ埒明不申甚退屈仕候、然し来二日ニ者相仕廻「」間、近々可得寛語候、猶普請年の書御大切の物ニ者御座候得共、少々入用ニ御座候間借用可被下候、決而他江ゆつり申義ニ者無御座、只拙か少々入用御座候間、三四日の間御借可被下候、委細者近々罷帰万端御咄可申上候、九郎左衛門殿よりも御願ニ

付明後日披露罷越可申積御座候、如何様期貴面時可申述候、頓首

五月廿八日

文助様

差出の既月は家相見で、書状内においても「当地家相数々御座候」と、多忙であることを伝えている。「普請年の書」を大森家が所蔵しており、「大切の物」ではあるが数日借用願いたいという内容である。ところで、書状の端裏に文助が後筆したと思われる覚えが記されており、「亥五月廿八日」とある。後述するが、文助が家相見と関係するようになるのは寛政年間以降であることから、この亥年は、享和三年（一八〇三）か文化十二年（一八一五）となる。このことから、十九世紀初頭に文助は、家相書もしくは暦や普請について論じた書物を所蔵していたことが判明する。文助が、家相見に書物を貸出する程度には蔵書があり、自身も学習していたことを示す内容である。

このように見てくると、仮定した通り、やはり大森文助が家相説受容に大きな役割を果たしたとしてよからう。

## 二 大森文助と人生の画期

そこで、次に、文助が家相説に傾倒するようになった過程を、文助の人生を振り返りながら考えていくことにしたい。

ここに「大森家先祖書付」という大森家の家系を記した冊子がある。冊子に登場する人物は、大森家の初代武助をさらに遡る。武助は、同じ尺所村に住していた本家から分家して家を興したのであるが、本家の先祖惣右衛門を「尺所大森氏先祖」と初代として数えて書き進めている。そのため武助は「尺所六代目」となる。生没年や変名の記録が主であるが、武助の長男で二代の武兵衛から、次男半兵衛、三男文助となるに従って記述量が

増す。冊子は、文助が存命中の文化十年（一八一三）で終わっていることや、内容を付け加えるための貼紙が多数あることから、いまだ編集段階にあり、すなわち文助の手による記録と推測できる。とすれば、文助は、自身の人生を振り返って記録していると判断することができ、その意味で履歴書のような内容となっている。ここでは本稿に関連する項目を取り上げて掲げておこう。

#### 【史料4】

- ①末子文助壬申歳生、金性、三十才、天明元辛丑九月四日、妻お勇十才申歳生、水性、備中中田氏娘引請
- ②同年午六月、田畑藪株分之御鬮頂戴仕候処○印ニ当り申候
- ③天明七丁未春、文助信家建申候、同年文助三十六才、お勇二十四才、倅虎之助二才、大工上山田村伊介、同人甥忠吉、伊介倅久吉、始而此方へ参
- ④寛政二庚戌三月廿二日、文助三十九才、妻廿七才、倅五才、娘二才之時、信宅家移致初申候、然所家主夫婦之歳二与九ニ当ル年ハ家移不宜与、有吉源右衛門殿被申候儀承之、本家へ文助帰り候
- ⑤寛政四壬子九月八日、千之助出生、木性、父文助同年四十一才、親四十二才二ツ子不宜承、有吉惣右衛門公御名附親ニ御頼申候
- ⑥寛政六甲寅十二月十一日、文助四十三才、妻おまつ三十一才、倅虎之助九才、娘おちう六才、次男千之助三才、已上家内五人別宅仕候
- ⑦寛政七乙卯九月晦日、作州江取替銀子之義ニ付、江戸表へ兄武兵衛代ニ文助可参与御郡奉行木崎九右衛門様被仰候ニ付、無抛大公儀御願上ニ文助参候、右ニ付文助本家へ帰江戸表へ罷出候、同年十二月十八日ニ江戸より文助罷帰、直ニ本家ニ居申候
- ⑧御尊判文助願上之通相叶大慶仕候、然処御郡奉行木崎様御尊判作州相手方へ遣ニ不及被仰心痛仕候、然共作州鳥坂山ニ而先方へ御尊判相渡、銀子并借主兄弟式人村役人之断書附文助請取内済仕候、翌辰

二月江戸表へ御尊判御礼ニ文助罷出候ニ付、妻并次男千之助ハ宮内両親へ預、倅虎之助娘おちう下男下女とも本家へ帰り申候、是迄三度文助別宅致候得共、本家へ戻り申候、人相見横山升進文助四十三才之春、四十六才別宅相有之与申候、四十三ニ而文助別宅致候、然共翌卯年十二月より文助本宅へ帰申候

⑨寛政九丁巳正月十五日、文助四十六才、別宅仕候、人相見申通ニ相成大慶仕候、然所同年巳十一月本家兄武兵衛大病ニ付、文助本家へ同年巳ノ十一月十五日夕帰り申候

⑩本家兄武兵衛去丁巳年病死被致、孫万次郎歳五つ本家難相立、文助同年別宅仕候得共又々本家へ帰申候

まず、①に「壬申歳生、金性」とあるように、この冊子は全体として、生年に陰陽五行説に基づく分類が付け加えて記されている。これは、吉凶判断に用いたと考えられ、実際、大國家文書には生年による判断結果の書付が現存する。また、家系を遡って記されているということは、そのような判断を家の歴史を遡って考えたいという意志の現れとみてよからう。

生年の巡り合わせという点では、⑤が注目される。寛政四年（一七九二）の次男千之助誕生時の事例である。文助四一才で誕生し、いわゆる「親四十二才二ツ子」として忌避感があり、兄武兵衛の妻の実家である有吉家の惣右衛門に名付け親を依頼したとある。陰陽五行説より以前に、そもそも習俗に価値を置こうとする心性を読み取ることが可能であろう。わざわざこの事実を選択して記していることが、重要視していたことの証左である。陰陽五行説と習俗、いずれにしても神意を問う姿勢は共通している。神意については、すでに倉地克直が紹介しているように、大森家では初代武助の死去後、長男武兵衛・次男半兵衛・三男文助への財産分与が鬮によってなされた。天明六年（一七八六）に、大森家が所持していた田畑などの不動産を四つに割って帳面にし、記号を付す。この記号を付けた鬮を、父武助の位牌の前に供えて、武兵衛が二本、半兵衛と文助が一本ずつ引いて、

その記号を付した帳面の土地を相続する。このような方法であった。②は文助の引いた圖が○印であったことを示している。文助は、神意に基づいた吉凶判断を人生の節目でしていたのである。

以上を前提として、次に、文助がどの事象に重点を置いていっているか見ていこう。最も詳細に書き記されているのは、別家の問題である。文助は別家について繰り返し述べているが、項目ごとに内容が前後しているところもある。時系列に沿って確認してみよう。

まず、③によれば天明七年（一七八七）にはすでに文助は別家の意志があり「信家」を新築している。寛政二年（一七九〇）になって初めて「家移」を試みたものの、文助が三九才、妻お勇が二七才で、家主夫婦の年齢が二と九にあたる年は「家移」に宜しくないとの有吉源右衛門の忠告により本家へ戻った。続いて、寛政六年（一七九四）にも試みたが、今度は、翌年に作州商人と「取替銀子」一件で訴訟となり、江戸へ兄武兵衛に代わって行くことになったため、再び本家へ戻る事態となる。さらに翌年も江戸行きとなり、今回はそのことを見越してか文助は本家に滞在していたようである。そして寛政九年（一七九七）にも「人相見」の指摘通り三度目の別家を試みるが、武兵衛の死去により本家へ戻り、そのまま家督を相続することになったのである。文助は別家について、とくに挫折したことを重視していたようで、「是迄三度文助別宅致候得共、本家へ戻り申候」と注記している。

この別家問題をもう少し掘り下げてみよう。倉地が紹介した大森家の家訓<sup>5</sup>には、文助が他家へ養子に行く意志を有していた時期もあったことが記されている。なぜこの時別家ではなく他家相続を願ったのか、詳細は不明であるが、いずれにしても本家から出る意思を持っていたことに変わりはない。このとき武兵衛は許可せず、その結果、武兵衛と文助が同一家計となり、岡山藩の御用に立つことに繋がったとする。さらに、天明八年（一七八八）にすでに別家していた次男半兵衛が死去すると、残された半兵衛の娘が一〇歳、倅が四歳で、文助が別家すると「両家の差支」になるとの

判断から、寛政九年まで「諸事一所」に世話をしてきたともある。同史料に、寛政九年までは文助の「田徳」は本家納めのままとなっていたとあるのは、このような事情を勘案してのことであったと思われる。ちなみに、拙稿で紹介した文助の口上書<sup>6</sup>では、武兵衛は別家を相談した文助に「大立腹」したとあり、本家・次男半兵衛家・三男文助家の三家の存続について、武兵衛が心を砕いていたことを示唆している。

以上、文助の述べるところに従って人生を振り返ってきた。ここから導き出せる点として、まず第一に、文助にとってはきちんと別家することが大切であったということである。にもかかわらず、文助は別家の挫折を繰り返し、結果として家督を相続することになる。このことから、文助にとって、家督の相続は予想外の出来事であったと推測される。⑩にあるように、武兵衛の家督を継ぐ孫の万次郎が五歳と幼少であったことが理由である。それゆえ、大森家の存続が文助の課題であり、イエを相当強く意識することになったのではあるまいか。このことが建築物の普請と結びついたとき、家相図に繋がっていくと読み解くことが可能となる。

第二に、別家の問題とともに、神意が重要視されていることである。それは別家の前提ともなっていた。すなわち、二と九の年の「家移」を忌避したり、別家に関連してわざわざ「人相見」の判断を書き込んでいるように、別家するための判断材料となっていたのである。ならば、イエの意識と家相説受容を繋ぐ媒介として神意を考えなければならぬ。

第三に、寛政六年（一七九四）の「油屋家図覚」において家相を判断した横山升進が、ここで人相見として登場していることにも注意しておきたい。人相見としての横山升進は、文助に、四三歳と四六歳で別家の相ありと判断している。四六歳で別家した文助は「人相見申通ニ相成大慶仕候」と喜びのコメントを残しているが、逆に言えば別家を挫折した落胆も大きかったと見ることもできる。いずれにしても、横山における家相見と人相見の職業としてのあり方を見ていく必要がある。

### 三 大森文助と神意

まずは、文助における神意を問う心性の特徴を垣間見ることのできる史料を、いくつか掲げて見ていこう。

ここでは一例として、倉地も触れている文助による金銀など動産の株分けを挙げる。大森家では、先述の不動産分与を第一段階として、さらに動産も三軒に分与している。その際に用いた鬮も現存しており興味深いが、ここではそれに付されていた覚書を掲げよう。

#### 【史料5】

御鬮仕候覚

一 棚おろし銀之内

同拾貫目也 此分御鬮上り申候

同拾五貫目也

同式拾貫目也

同式拾五貫目也

同三拾五貫目也

同三拾貫目也

御鬮六本

白札 壹本、此分ニ当り申候ハ、分口書付延引可仕筈

享和三年癸亥閏正月十五日ニ御鬮調、母様御取被下候処、銀子拾貫目宛分家へ分ケ申御鬮ニ相当り申候、尤寛政十三年辛酉年正月十五日吉日并同年之歳柄宜ニ付、銀子分口之帳面之書付、寛政十三年酉年ニ仕候、同年母様八十三才

株分けにあたっては、株分けの金額を定めた六本の鬮と、さらに株分けの延期の白札を加えて計七本を用意し、文助の母が鬮を引いたとある。こ

こに大森家における神意の重要性が確認できるが、注目したいのはその次である。鬮を引いたのは享和三年（一八〇三）正月一日のことであったが、寛政十三年（一八〇一）の正月二五日が吉日であり、また同年の年柄がよいので、帳面には寛政十三年としたと記されているのである。この行為には神意を問う方法が二種類ある。鬮により神意を問うことと曆である。両者は同じ神意として一括できるとはいえ、そこにある微細な差異に注目しておきたい。鬮が偶然性を重視するのに対し、曆は書物などにまとめられ、それを参照することで判断する。偶然性と体系性の差異と、とりあえず分類することができよう。文助の口上によると、大森家では武助以来、家屋の普請については「万年曆」を参照しながら判断しており、私は拙稿において、この点から純粋な信仰から体系的な分析への段階差を読み取った<sup>①</sup>。ただ、本史料からは、両者が断絶しているわけではなく、連続していたことを読み取れよう。

文助には、鬮による純粋な神意を重視していた部分がある。このことを確認するために、訴訟で江戸へ旅立った文助が兄武兵衛へ道中の様子を知らせた書状を紹介しよう。長い文章であるため、ここでは本稿に関連する部分のみ掲げたい。

#### 【史料6】

（上書・端裏書）

「大森武兵衛様 同文介

此状急用ニ而無御座、跡ニ御読可被下候」

①私義無異ニ而道中無何事、兩人共当廿三日七つ時ニ江戸神田明神下上州屋市五郎と申、宮内中田五左衛門殿宿へ参着仕候処、五左衛門殿御願筋首尾克相叶、同廿三日ニ罷帰り可申段被仰付候由ニ而取ませ被居申候ニ付、私参着之様子鳥渡手紙調相頼置、翌廿四日早朝ニ御屋敷江私参上仕、御留主居船戸団之丞様へ上り候処、九月十八日ニ御国江御帰宅被遊、当月二日ニ御参着之御様子ニ承り申候、直ニ

留守居杉山平兵衛様へ参上仕候而、道中延引之御断申上候処首尾直、宿之義備前者ハ天神前いせ屋ニ居申段被仰聞候ニ付、右之宿之義先達而私承り居申候得共、神之前ニ居申義家内殊之外きらひ申候、乍恐上州屋へ縁類之者も参り居申候間、同所ニ御置被為下候ハ、難有段、私御願申上候へハ、御上之様子宿克存居申義ニ候ハ、如何様共可致段被仰候ニ付相叶候

②手柄山脇差之義、姫路ぬし屋へ当朔日寄り、弥兵衛同道ニ而手柄山宅へ参、江戸表之書状請取候ニ付、晦日手柄山へ参候処、廿二日之夕脇差ぬしや弥兵衛当ニ指下シ申と申候、当八月ニ打申由ニ御座候、当二月ニ打申候処、無抛もらわれ御断相立不申指上候段申候、五月ニ見候急きじや合申段咄候へハあきれ申候、手柄山へ劔相見之上手江戸ニ御座候而、先方よりすゝめおしへ申ニ付習申段申候、手柄山兄ハ新兵衛と申一所ニ居申候、殊之外兄弟間よろしく、段々兄弟致候而私取持酒吸物等出し申候、手柄山ハ殊之外人相宜者ニ而御座候、横山升進も殊之外心安仕候内、先立而白川様へ御家人ニ相成候事、一ヶ年前ニ見申由ニ御座候、定而東行ニハ脇差参着仕候、殊之外出来宜当ニ月分之よりも宜と兄新兵衛申候、参候ハ、竹屋万兵衛ニとがせ置可被下候、尤須加様御頼被成可申候

③東海道・岐曾通り御鬮ニ而岐曾へ参り申候、殊之外暖ニ御座候、十三日九つ半より同七つ時分迄少々雨ふりみのかけ候へ共、其外ハ少シも雨ふり不申候、善光寺へ十五日之七つ時ニ参着仕、十六日ニ戸隠山へ参詣仕候而、又善光寺之ふしや平左衛門泊り申候

十月二四日付のこの書状の年号は、訴訟により文助が江戸へ行った際のものであることから寛政七年（一七九五）である。

取り急ぎ三箇所のみ掲げている。書かれている順番と異なるがまずは③から見ておこう。③において文助は江戸へ旅するにあたり、東海道へ進むか木曾路へ進むかを鬮で判断している。鬮の結果は木曾路で、江戸への途

上に善光寺や戸隠山を参詣したことを報告している。端裏書にあるように「急用」があるわけではなく、東海道と木曾路との選択に重要な意味があるとは思えない場面である。文助が、財産分与のような重大事だけではなく、日常的なさまざまな場面で判断に迷うことがあると、鬮により神意を問うていたことが窺えよう。

このような神意は、神への信仰心の強さとも言うべき心性を前提にしており、その一端が①に現れている。①で文助は、江戸の公事宿上州屋市五郎へ参着したことを報告している。妻の実家である中田家の五左衛門が「御願筋」で止宿していた宿である。文助は、留守居杉山平兵衛へ挨拶に伺うが、備前の御用達は「天神前いせ屋」であることを指摘され、「神之前」は「家内殊之外きらひ」、そのため中田五左衛門も止宿していた上州屋を選択したき旨を願ひ上げたところ。つまり、神前に止宿することも憚れるのである。しかも、これは文助のみならず「家内」つまりは大森家が共有する価値観であった。大森家では、代々神への信仰心を根底に持ち、その上で、日常的に神意を問うていたのである。

文助は、まず日常的に神へ信仰心を有しており、この延長線上に鬮、さらに暦があった。文助は暦を参照軸としながら普請の全体像を位置付けたが、もとより家相説も一つの体系であり、家相説に依拠しながらの普請は、暦を参照軸とする考え方や価値観と同様ではないか。ここに、大森家が家相説を受容した論理を想定しておきたい。

#### 四 「家相」の成立とさまざまな占い

では、新しく生まれつつあった家相はどのように受容されたのか。それを知る端緒として、【史料6】の②を取り上げてみよう。先述した家相見で人相見でもあった横山升進が登場しているためである。

②で文助は、脇差の制作を依頼していた手柄山宅へ訪問した様子を報告している。本稿では詳細に触れることができないが、これは刀鍛冶手柄山

正繁のことである。手柄山が八月に依頼の脇差しを打ち、姫路の「ぬしや弥兵衛」へ送付したことを伝えている。横山が登場するのは、この後である。文助が五月に易者に会ったこと、「剣相見之上手」が江戸にいたので習ったこと、正繁は兄と同居しており仲がよいこと、正繁の人相がよいこと、横山升進が心安くしていて正繁が「白川様」つまり松平定信の「御家人」になることを一年前に判断していたことなどを記す。易者に会ったことに対して正繁が「あきれ」とするとともに、文助と正繁の温度差を感じることができ、文助は、正繁に呆れられつつも、剣相や人相といった観点からも吉凶を判断していたことが分かる。すなわち家相は、剣相や人相をも包摂しながら受容されたのである。家相から広がる裾野をここに見ることができ、

では、大森家と横山升進の関係はどのように生まれたのか。次の史料は、大森家所蔵の「普請吉凶秘録」という書物に付された貼紙で、「家相者」という語があるように大森家が関係した家相見の一覧である。

#### 【史料7】

##### 家相者之覚

寛政六寅三月廿三日、片上恵美須開帳ニ初而参、此方家相見初也

- 一 勢州桑名横山升進
- 一 大坂播摩屋宇兵衛
- 一 石州大森府平田氏
- 一 江戸長谷多仲
- 一 讃州星川氏
- 一 大坂天王寺松浦氏
- 一 加州井上殿主
- 一 大坂片桐古銅
- 一 あわ二有之
- 一 大坂天満ひかき

一 京都大井之みかど、京岡崎氏より承候

一 見して多彩な人物が大森家と関わっていたことが知れる。個々の家相見と大森家の関係の詳細は今後の課題であるが、少なくとも横山升進については多少の情報が注記されている。伊勢国桑名の出身で、寛政六年三月二十三日に片上の恵比須宮開帳において出会ったとある。「此方家相見初也」の文言から、大森家は寛政六年（一七九四）に初めて家相見という専門の人物と出会い、そのまま家相判断を依頼したのである。暦で普請について判断していた当時、大森家にとって家相は新鮮であったと思われる。

当時は武兵衛が存命中であり、武兵衛のこの一存が同じく本家にいた文助にも影響を与えたと思われる。文助といえば、このときまさに別家の挫折を繰り返していた時期である。家相にかなり興味を持ったようで、文助が横山升進についても少し詳しく記した覚書が存在する。次に紹介しよう。

#### 【史料8】

##### 家相見之義 勝衛、四十三才

寛政六年寅之春、初而赤穂柳屋参承候、同年片上恵美須宮開帳ニ家相見伊勢横山升進被参、武兵衛・意朔・真介恵美須宮へ参詣仕、升進宿へ参頼申候所、三人共□□人相之見候事

- 一 同年井□辰巳ニ普請仕候□共□書付ニ付仕候、備中船尾より木綿買ニ参売候間、代銀不残請取候所、五六日致下直ニ相成候仕合之事
- 一 同年寅秋西久保西ノ宮御普請仕候、撰州名塩村へ銀子請取ニ、森村より居申佐□遣し美津石船坂ニ而作儀有之処飛脚参合仕合之事
- 一 同年寅十二月、先祖之大屋敷売申度申ニ付、普請年并方角宜ニ付、勝衛兄茂朝へ断申請込「□□」而、前年より望居申御国司尊之御屋敷、翌年卯之春仕候、作州洩尾村へ取替銀之願書相□□仕合之事
- 一 同七年卯之春、勝衛別宅致直し仕候、同年三月洩尾一件ニ而矢田村へ勝衛参、実意分「□□」仕合之事

一同年卯四月、江戸芝之家相見参り合、瀧尾一件并脇差之易□□仕合之事

一同年卯八月□□水ニ付田地普請多御座候、然処瀧尾一件願上之通相叶、御上より江戸表へ兄之代ニ文助罷出候趣、「一」被仰付候、

文助御断□願上候へ共相叶不申、無扨九月ニ出立仕候、亡父病中望居申候信州善光寺・江戸□□寺へ父之代参相動候仕合之事

一同年十二月、御十判願上之通相叶之仕合之事

一翌年辰之二月、大公儀へ御十判之御礼ニ文助罷出、廿ヶ跡より望居日光山へ参詣仕候仕合

一同年辰之九月、作州御役所へ文助参、先方庄屋富八并借主兩人不埒之趣申聞候、文助両三年之立腹相濟候仕合之事、同年弥太兵衛無様仕候事

一翌年巳正月十五日、吉日ニ付御断別宅仕候、同年四十六才相成申候、新宅普請仕候而十一ヶ年ニ相成申候

文中「勝衛」は文助、「茂朝」は武兵衛である。痛みが激しく判読できないところも多いが、順を追って内容を確認してみよう。寛政六年春に赤穂の柳屋から初めて「家相見」について聞き及び、武兵衛が恵比須宮開帳に来ていた横山升進に会いに行ったとある。その後、井戸や西久保宮普請、普請年と方角がよかったので武兵衛の許可を得て先祖の屋敷を売却し、代わりに国司尊の屋敷普請をしたことなど、文助が関わった出来事を列挙する。「瀧尾一件」とは作州商人との訴訟を指しており、先述した江戸へ行つた際の「脇差之易」についても記されている。最後は、吉日に四六歳にて別宅したこと、「新宅普請」より十一年が経過していることを記して結んでいる。

すなわち、この覚書は別家につき文助自身が行動を振り返って書かれたと判断できる。家相見の出現は、その限りに於いて出発点となる重要な要素であったことになる。注目したいのは、武兵衛が片上において横山升進

に会ったとき、その場で「人相」を判断してもらったことである。また、文助も江戸において「芝之家相見」に会ったとき「瀧尾一件并脇差之易」の判断を依頼している。大森家における家相見の出現は、同時に人相見や剣相見の出現でもあった。

このことに關して、本稿冒頭で紹介した寛政六年における横山升進の判断が、実際に覚書として現存している。以下、紹介してみよう。

### 【史料9】

寛政六甲寅三月廿二日

家相覚

伊州桑名生

絵図にて文四匁三分

横山升進

寅三月廿二日ニ参

廿三日ニ帰

一酒家ノ分

○辰巳之間せついで不宣、三月卅日ニ仕

○戌亥間せついで不宣、三月卅日ニ仕

○辰巳のくみ出しせついで不宣

○辰巳の大納屋一見、東あけ申事

○未申のいど不宣

○神の木塚の木らしいの木不宣

○西いどの上とると宣と申

○井とつぶし様不宣、御守もらい申と銀壺枚

△戌亥藏宜

△亥子の間池宜

△辰巳の間井宜、藏よし、三月卅日と四月三日両日ニ仕候

△うら座敷藏よし

△井戸ふかさ水四尺より五尺六尺七尺迄よし、三尺より三尺九寸九歩迄不宣、八尺より八尺九寸九歩迄不宣

△半畳不宜

△南戸口蔵口宜

一新家ノ分

(中略)

一油屋

(中略)

一木地屋

(中略)

一劍相、見賃ハ不取、△無銘守光、△吉武、売候、△無銘則光、△林

兵衛上こしらへ、質売候

一鏡相、見賃ハ不取、△おけん、△おふみ、△おみね

一人相、見賃文壺匆

文助四十三才、三月廿三日朝、初ニ見る

○七月痛事有へし

○四十六才大吉別宅よし

○一色商内ハ不宜、二色より三いろ五ついろよし

○五十三才大きやじ

○六十三才大きやじ

○妻縁二度有

○きう治宜と申

虎之助ハそへニ見申候

○当年九才、十三、十八、廿三、廿六、三十二、三十九才、不宜

甚ふしきの相と申、妻縁おわる

判断内容には触れないが、ここで注目したいのは、まず本家である酒屋の家相を判断し、文助が別家しようとしていた新家、半兵衛家である油屋、親類にあたる木地屋の判断へ続き、劍相・鏡相を、さらに人相を判断して

いることである。文助が「大森家先祖書付」その他において四六歳の別家について言及しているのは、まさにここで「四十六才大吉別宅よし」の判断を受けてのことである。横山升進は、家相見であると同時に、劍相・鏡相・人相を判断する人物であった。ただし、家相と人相は見賃を取り、劍相・鏡相は取らないことなど、横山にも職業とする占いとそうでない占いの区分はあったのかもしれない。

このように、家相という言葉が浸透していく過程は、家相見が家相という概念を独立させて見賃を収入源として取り生活していくことの過程でもあり、また、同時にそれはさまざま占いが独立する過程でもあった。しかしながら、十八世紀末から十九世紀にかけて、さまざま占いが概念として独立していったとしても、大森家にとっては横山升進の多彩な顔として登場した。今後は家相見の存在形態も課題となつてこよう。ただ、大森家にとっては、いずれもその新鮮さを受け入れたと思われ、現在進行中の調査においてもさまざま占いの書物や判断結果を記した書付が見つかっている。家相説の受容は、これらさまざま占いの受容とともになされたのである。

### おわりに

以上、家相説の受容の諸相を見てきた。大森家は、神への篤い信仰心を持っており、鬪のような神意を問う行為も日常的であった。また、とくに建築物の普請については「万年暦」のような神意の体系としての書物を参照しながら実施していた。そのため、家相説の受容も容易であったと考える。それとともに、時代は家相とともに新しい占いを生み出しつつあり、家相説を単独で受容したのではなく、占い全体の一分野として受容したことも明らかにした。

大森文助に関して言えば、この受容の過程は自身の別家の問題、そしてその結果としての家督の相続の時期と重なっており、別家で悩むとともに

家督相続の自覚の中で受容したと考えられる。

ただし、文助が神意を重視する心性を有していたからといって、いわゆる民俗的世界に生きてばかりといえどもちろんそうではない、ということを経営の世界に付け加えておくべきであろう。たとえば、文助の周辺には知識人が多くいたが、以下の書状もそのような知識人との関係性を示している。

### 【史料10】

(上書)

「尺所

北方

文介様

勇次」

前慶者御状被下候所、彼是取紛御返事も段々延引仕失礼之段御用捨可被下候、以来益御壮健可被成候由奉珍重候、私方無異ニ暮シ居申候、乍憚御安想可被下候、然者、源平盛衰記段々御無心申上、御借シ被遣忝奉存候、則閑谷より取寄せ申候、緩々読申度候間何卒ゆるりと御借可被下奉希候、和五郎こと近来ハ馬好キニ相成、大分気色宜しく御座候、御親切之御書面忝奉候、右御断申上度以紙筆如此ニ御座候、頓首

十一月朔日

差出の「勇次」は武元勇次で、後に君立と変名し閑谷学校の教授となる人物、また文中に登場する「和五郎」は君立の兄登々庵である。兄弟は、ともに閑谷学校に学び、後年頼山陽などの知識人と交流を深めることになることになる人物である。大森家は、このように知識人や文化人との交流を深めた家でもあった。書状はそのような交流の一端である。

書状で、勇次は「源平盛衰記」を文助から借用した礼を述べている。借用が閑谷学校経由でなされているところが興味深い、ここでは文助がそのような蔵書を有していたことに注目したい。文助がかなりの書物を所蔵したことを窺わせる。実際、大國家には、以前にかなりの書物が散逸したと伝えられるものの、それでも多くの書物が現存している。すなわち文助

には、神意や占いだけではなくかなりの教養もあったと考えられる。家を経営するにあたり、もちろんそのような教養は必要不可欠であり、近世後期の地域における学問の深化と軌を一にしていよう。むしろ、そのような近世後期の豪農が、家を経営していく上において一方で神意や占いに傾倒し、かなり学習していたことの意味を問う必要がある。この点に近世後期における世界観を追究する意義を見出したい。本稿はそのような追究の第一歩である。

最後に、本稿では触れることができなかったが、文助の心性について触れておきたいのは、「大森家先祖書付」に典型的なように、家の歴史に関心を持ったことである。これは、別稿で述べたように、別家問題を自身の中で解決するために普請の因果関係を吉凶判断と結びつけながら過去へと遡ったことと関係が深いと思われる。文助の歴史認識として稿を改めて考えてみたいテーマである。

### 〈注〉

- (1) 広島大学大学院文学研究科(文学部)三浦研究室編『岡山県指定文化財 旧大國家住宅研究報告書』和氣町、二〇〇四、を参照。
- (2) 宮内貴久『風水と家相の歴史』吉川弘文館、二〇〇九、一六頁及び二六―二八頁。
- (3) 以下、本稿で使用する史料はすべて大國家文書である。
- (4) 倉地克直「大國家の相続と鬮文化」『岡山地方史研究』一二七号、二〇二二、所収の「大森氏覚書」に拠る。
- (5) 前掲、倉地論文所収の「大森氏三軒家内諸り書付」。
- (6) 拙稿「大國家と家相」『岡山地方史研究』一二七号、二〇二二、所収の【史料1】。
- (7) 前掲、拙稿所収の【史料1】。
- (8) 前掲、拙稿を参照されたい。

(もりもと じゅんいち 和氣町教育委員会)

【研究ノート】

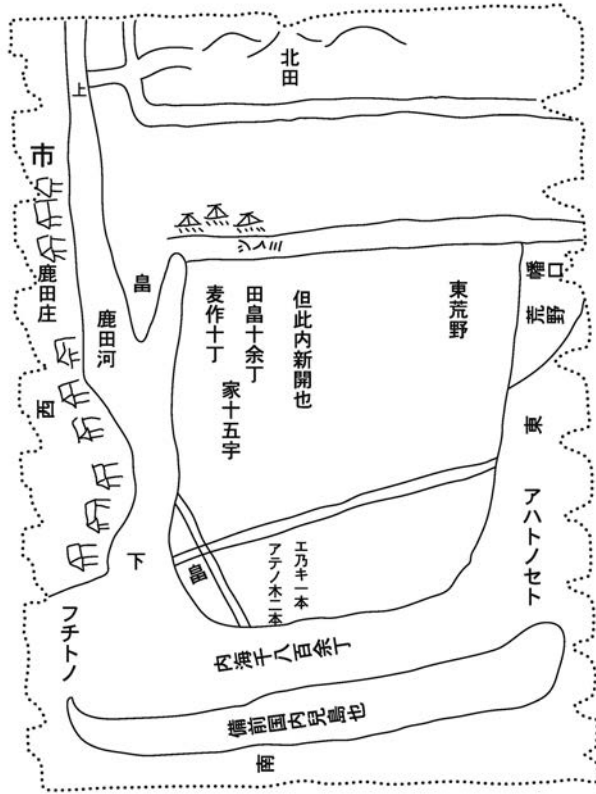
# 備前鹿田荘と旭川流域の流通・商業

—岡山城下町成立の歴史的前提—

しらが 康 義

## はじめに

十三世紀の後半、旭川河口付近の右岸に沿って、商業のための恒常的な家屋である市庭在家が建ち並んでいた<sup>①</sup>（左図）。鹿田荘の市庭である。現



「備前国上道郡荒野庄領地図」（『岡山県史』古代Ⅱ 口絵写真）を加工

在の岡山市北区二日市から十日市にかけてのあたりであろう。十四世紀の前半には、そこから数キロ北の岡山市北区北方付近にも広瀬市が成立していた<sup>②</sup>。これらの市庭こそが、今日の商業都市岡山の原初的姿といえることができる。鹿田荘の市庭は、旭川の河口右岸という河川交通と瀬戸内海航路の結節点に立地していることは容易に想像できる。また、広瀬市は、当時の山陽道の旭川右岸の渡河点に近接しており、河川交通と陸上交通の動脈との結節点に立地していることができる。中世の鹿田荘および広瀬市と近世の岡山城下町は、旭川の右岸河口付近という地理的位置と商業上の立地条件は、ほとんど変化してはいない。しかし、中世の鹿田荘<sup>③</sup>と近世の岡山城下町では、社会構造と権力構造は大きく変化している。この変化をもたらしたもののこそ、宇喜多氏による城下町創設政策ということになるのではなからうか。従来鹿田荘に関する研究と岡山城下町の創設に関する研究<sup>④</sup>は、それぞれ分離されたまま行われてきた。鹿田荘をはじめとする旭川の河口付近や美作を含む流域地域の商業・流通の中世的な在り方を前提にしてこそ、宇喜多氏の城下町創設の歴史的意義が明らかになるのではなからうか。本稿は、こうした視点に立って、岡山城下町の歴史的な前提として鹿田荘における商業・流通の在り方について考察を試みるものである。このとき、文献資料のみならず考古学にもとづく発掘調査の結果にも着目しなければならない。

## 一 備前鹿田荘とは

### (1) 発掘調査報告から

現在の岡山市北区天瀬、岡山市民病院を中心とする旭川下流右岸の西側に天瀬遺跡がある。ここからは、弥生時代中期から古墳時代前期にかけての竪穴住居址と共に、製塩土器や網漁のための土錘・石錘が数多く出土している。そのほか、竜の文様を線刻された器台などの祭祀用土器や、卜占に使用されたと思われる獣骨が出土している。<sup>5)</sup>天瀬遺跡は、海浜生産集落であると共に内海航路に関わる海洋港湾祭祀集落であったということができる。こうしたことから、当時遠くないところに旭川河口があり、この遺跡は、旭川の河川交通と瀬戸内海航路の結節点という港湾機能をそなえていたことがわかる。

天瀬遺跡から約五〇〇メートル南下すると、新道遺跡が岡山市立清輝小学校の校内にある。ここでは、八世紀の火葬遺構、十二世紀後半と目される一連の掘立柱建物群、および井戸が出土している。その外、江戸時代の武家屋敷跡も検出されている。注目すべきは、「 御庄久延弁」と墨書された木簡が、掘立柱建物群南端の井戸から出土したことである。<sup>6)</sup>「久延」は、おそらく名ないしは名主の名前で、「弁」は納物の納入済み、あるいは負債などの返済済みを意味していると考えられる。こうした荘園の経営管理に関わる木簡が出土したことから、新道遺跡の調査区域は荘園の管理運営に携わる荘家の一部であると推測されている。この新道遺跡の所在地である清輝小学校の敷地は、江戸時代後期には小原町新道から菅能寺裏の町と呼ばれていた一帯で、城下となる以前は、すぐ西側の内田村の一部であったと思われる。<sup>7)</sup>この内田村は、「慶長十年備前国高物成帳」<sup>8)</sup>によると鹿田庄に含まれている。新道遺跡は、鹿田荘の荘家であった可能性が高い。

なお、天瀬遺跡から新道遺跡、次ぎに二日市遺跡、さらに春日神社の所在する七日市から遠くは十日市付近まで、旭川右岸に沿って自然堤防上の微高地が続いており、この微高地に「はじめに」で言及した鹿田荘の市庭在家があったのである。

新道遺跡の約三〇〇メートル西側には、西川と枝川という二つの小河川をはさんで鹿田遺跡が岡山大学医学部構内にある。これも、微高地に立地した弥生時代中期から中世にかけての集落遺跡である。弥生時代中期から古墳時代初期にかけて、炭化物を伴う多量の製塩土器が検出されている。また土錘・石錘も数多く出土している。<sup>9)</sup>当時海に近い海浜生産集落であったことがわかる。奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物九棟と大型井戸、鎌倉時代の掘立柱建物六棟と井戸一三基が検出されている。<sup>10)</sup>そのほか、運河とみなされる東西方向の河道に架かる橋脚が、医学部構内の東南端で出土している。<sup>11)</sup>その場所は、掘立柱建物が建ち並んでいた医学部構内の北部から旭川とくに二日市・七日市・十日市方面に向かう道路上ということになる。当時ほとんど例を見ない橋を架けるということから、この鹿田遺跡の存立が、旭川の河川交通および内海航路との結びつきにあることがわかる。そのほか、備前焼や東海地方で作られた常滑焼、中国から輸入された白磁や青磁の碗が数多く出土している。<sup>12)</sup>しかし、江戸時代以降は、畦畔や野壺などの遺構がしばしば検出されるようになり、鹿田遺跡は畑方耕作地となってしまうと推測できる。鹿田遺跡のある岡山大学医学部構内について、その多くは鹿田町二丁目となっており、江戸時代では岡村とすることになる。<sup>13)</sup>この岡村は「慶長十年備前国高物成帳」によると鹿田荘に含まれている。鹿田遺跡は新道遺跡と共に鹿田荘の故地ということになる。

ここで鹿田荘の荘域を画定しておきたい。『備陽記』御野郡村々之事に記載されている「慶長十年備前国高物成帳」では、新保村・下中野村・東古松村・田住村・二日市村・円覚村・浜野村・西市村・今村・上中野村・奥内村・十日市村・七日市村・青江村・大供村・京殿村・岡村・内田村以

上一八ヶ村を鹿田荘としている。この荘域は慶長十年に近接する室町戦国時代のもので、立荘された平安時代前期の荘域は、このうち二日市村・七日市村・大供村・岡村・内田村あたりに限られるであろう。注意しなければならぬことは、新道遺跡のように岡山城下の一部も鹿田荘の荘域に含まれるということである。そこで、現在でも岡山市街地南部に多くの氏子をもつ七日市の春日神社の氏子圏のうち、城下町分を加えてみることにする。筆者は春日神社の氏子の一人なので、毎年十月の秋祭りの少し前から、「奉納春日神社」と大書された幟が氏子圏の町内に立てられることに気づいていた。この幟には氏子中の所属している町内会名も記載されている。

この幟の北限を二〇一三年十月調査した。旭川右岸の土手沿いでは、新京橋の少し南、現在の船橋町北端の「氏子中船橋町々会」の幟が北限であった。現在の船橋町には複数の藩政時代の旧町が含まれるが、北端は久山町である。旭川右岸の土手から少し西へ行くと、岡山市民病院の約五十メートル南に、「旧紺屋町町内会氏子中」の幟があった。さらに西へいくと「瀬尾町町内会氏子中」の幟があった。この北限と思われる「奉納春日神社」の幟三ヶ所を江戸時代の城下絵図<sup>15</sup>に落としてみると、岡山城外堀の南限にほぼ沿っていることがわかる。このことから、岡山城下のうち前代は鹿田荘に含まれていたと推定できるのは、外堀の南限より南ということになる。

## (2) 文献史料から

鹿田荘の実際の姿を、文献史料のなかから窺ってみたい。備前国司藤原理兼は、平安中期の寛和二年（九八六）兵を率い鹿田荘へ侵入し濫防をはたらいたとして、藤原一族から除名されそうになった。このときの藤原理兼に対する譴責文がのこされている。<sup>16</sup>そこには「理兼朝臣蓄電帰国、招集数百人兵、去月廿五日乱入庄内、捕縛久鑑及庄司等、打開庄倉、下取地子米三百廿石」さらに「又損亡庄司寄人等居宅三百余烟、搜取内財物」とある。利兼等は荘園の現地管理者である「庄司」等を捕縛し、保管されていた三二〇石の米を荘園の倉庫から奪い取り、さらに庄司とその配下のもの

たちの居宅三〇〇軒余りが破壊放火され、金品が奪われたと記されている。注目すべきは、三二〇石程の米が収納できる倉庫があったこと、庄司等の居宅が三〇〇軒余りあったことである。細かい数字の当否は別として、倉庫・居宅群が鹿田荘の中枢部に存在していたことである。この記述は、鹿田遺跡についての掘立柱建物が発見されたという発掘調査結果と重なる。鹿田遺跡は鹿田荘の中枢部であった可能性が高い。

さらに譴責文には「件庄氏之長者、代々伝知、以其応輸、宛用大原野二季祭饗、興福寺長講法花両会料」とある。鹿田荘は、藤原氏の長者である撰闕家によって代々受け継がれていく殿下渡領<sup>17</sup>であり、鹿田荘からの納入物によって藤原氏の氏神を祀る京都西郊の大原野神社の祭事が執り行われており、また藤原氏の氏寺である興福寺における長講会と法華会も鹿田荘からの納入物によって執り行われている。当時の貴族社会において、藤原氏は他姓を凌駕していた。この隆盛をもたらした冬継や良房等の先祖に対し、氏寺・氏神で報謝の祈りが捧げられており、その費用は鹿田荘の納入物によって賄われていたのである。氏寺・氏神での先祖供養は、藤原一族を統率する長者である撰政・関白就任者の責務であり権利でもあったと思われる。このため鹿田荘は殿下渡領とされたのであろう。氏寺・氏神での先祖供養は、毎年確実に執り行う必要があり、鹿田荘は毎年確実に氏寺興福寺と氏神を祀る大原野神社へ納入物を納めなければならなかった。

ところで、鹿田荘は洪水の度に流路を変える大石川の河口・海岸付近に立地している。鹿田とは本来の語義では、猪や鹿が出て荒らされることのも多い田ということとされている。<sup>18</sup>もともと「しかた」と発音するのではなく、干潟の意味で潟ないし潟田「かた」と呼んでいたのではなからうか。このほうが現地の状況によくあう。洪水の度に乱流する旭川下流河道の左右に形成された微高地を除いて、人の居住や農業には適さない低湿地や干潟が広がっていたのではなからうか。荘域も四・五キロ四方しかなく、広大な荘園とはいえない。こうした立地のもとで、氏寺・氏神の先祖供養の費用を賄う納入物を、農業生産にもとづいて毎年確実に納めることは無理

ではなかるうか。

鹿田荘の富強の基盤は、農業生産にあるのではなく、荘民が商業・流通に携わることのなかにあったのではなかるうか。十世紀末の史料に「件船備前国鹿田御庄別当渋川幸連也、而秋篠寺美作国米百八十石、塩廿籠為勝載所借取、□吉永為梶取勝載件米塩等上道之間、以今月二日、於撰□国武庫郡小港、為南大風、入海已了」とある。「吉永」は「鹿田御庄居住梶取」とある。彼は鹿田荘の別当渋川幸連の持船を借り、美作国から秋篠寺へ送る一八〇石の米と塩二〇籠を積んで瀬戸内海を東に向かったが、撰津国武庫郡の港で海難事故に見舞われた。この史料から、鹿田荘では、別当などの有力者のなかに持船を持っている者がおり、こうした持船を借り受け、海運業を営む梶取が居住していた。旭川の河川交通で結ばれた美作地域の年貢米や、鹿田荘ないし近隣で作られたと思われる塩が鹿田荘から畿内へ海上輸送されていた。以上の諸点がわかる。鹿田荘の住民のなかに、梶取吉永のように美作からの河川交通を瀬戸内海航路に結節させる海運業をおこなっているものがあるということである。

## 二 鹿田荘における生産と流通

### (1) 生産活動

ここでは、備前国の一宮にあたる吉備津彦神社へ納める初穂から、鹿田荘の生産活動を考察したい。康永元年（一三四二）の「一宮社法」<sup>20</sup>には、まず「一三の、郡内、二日市春日ノまつり、としニ二度、楽頭衆一ノみやより被参、はな長の舞、ぶがくの舞、其おりかた」とある。鹿田荘内の春日神社の祭礼が一年に二度おこなわれる。このとき一宮から神楽舞の舞手と囃子方が神楽の奉納のためにやって来ている。その際に一宮へ納められる初穂が書き上げられている。「白米三斗三升」、「けうのめし六せん」これは「今日の飯六膳」で今日の神楽衆は六人であるということであろう。

「御へん肴一二こん、鯛のうほ」御へんとはその時期の旬の魚ということであろう。<sup>21</sup> そのほか「ちやふくろもち三十三」、「御幣ノ祝言廿疋」、「同おはらい祝儀とて五こく三斗三升大麦大づ米共ニ」、「こうぬの二つ」、「おはしのいはひ十二文」とある。この「一宮社法」では、初穂として魚や塩などの海産物を納めているのは、和気郡・邑久郡・児島郡そのほか備中の妹尾村に限られている。そうしたなかで二日市（春日神社が実際に所在するのは七日市）から生魚が初穂として納められているのは、漁業を生業とする人たちが在住していたのか、あるいは以前漁業に従事していたが今は魚販売にあたって人たちが在住していたからであろう。また米・大麦・大豆などの様々な穀物が初穂とされており、農業生産もおこなわれていたことがわかる。なお「こうぬの」とは、御幡<sup>はた</sup>（幟）や幕に加工される、紺布か神布（神事用の布）のことであろう。

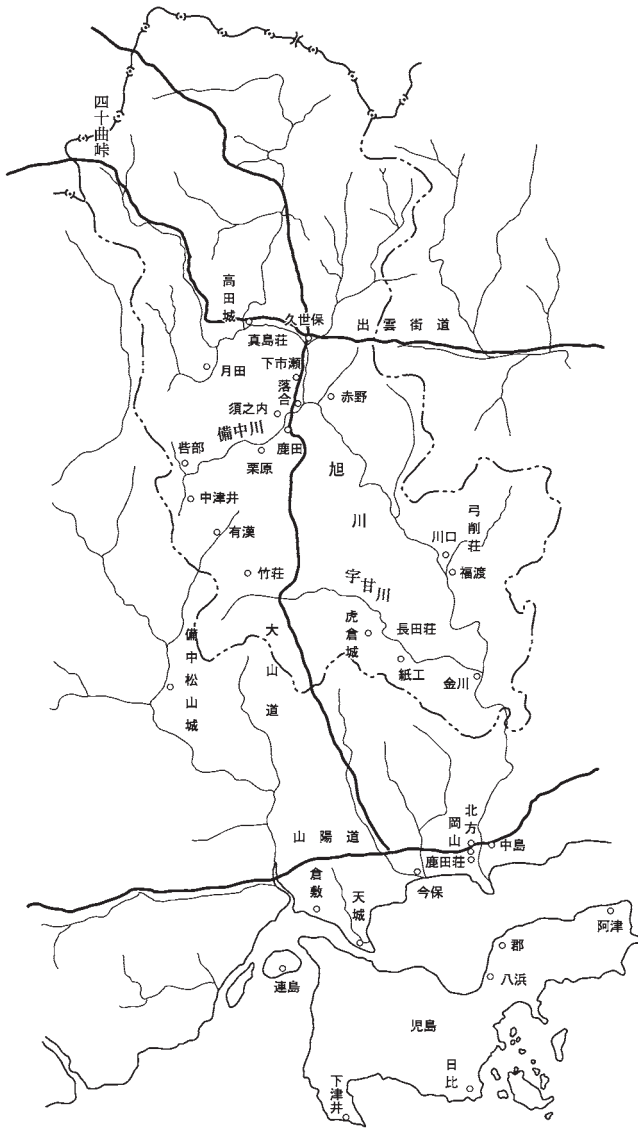
次に「一同郡り鹿田ノ天神、八幡、今宮、若宮、酒下ノ明神御神事一ノみやへおり方」とある。鹿田荘のうち、旭川右岸に沿った二日市・七日市など春日神社の氏子圏を除く、現在の鹿田遺跡など西寄りの地域の神社の祭礼神事の際に、一宮に納める初穂の書き上げと思われる。「みきのはつほ三斗三升、但つくりたてのむろみのさけ也」、「又あまさけ三升三合」、「又かすさけ三升三合」、「又さくさけとて水のようなあまさけ三升三合」とある。様々な種類の酒が初穂として書き上げられており、特に造り立ての諸味の酒が所望されていることは、鹿田荘内で酒造りがおこなわれていたことを示している。「御馬屋の祝儀とて大つ（豆）三升三合」とあるが、「御馬屋」は馬を飼っておく「厩」ではなく、馬を使った運送業者の可能性もある。鹿田荘が河川交通と海上交通の結節点ならば、当然陸上交通との結節点でもあるだろう。馬を複数所有する御馬屋がいても不思議はない。そのほか、「うのはの御祝儀とて白米三升三合」、「ふきぢのいはひとくろ米三升三合」、「五こくノ御祝儀とて大麦三升、大づ三升、米三升」などとなる。様々な穀物が初穂とされている。農業生産が進展していること、あらわれかもしれない。この「一宮社法」が作成された、南北朝時代には、

旭川の堆積作用によって海岸線も南下し耕地の安定化が進んだのであろう。戦国時代には、国道三十号線でいうと青江と泉田の間の現在の岡山市北区と南区の境界付近まで海岸線が南下していたと思われる。青江村は江戸時代の初めに既に村として成立していた。しかも、青江鰻で知られるように漁村としての性格をあわせもつ加子浦であった。少し南の泉田村は、寛永五年（一六二八）に成立した新田村である。海岸線は青江村のすぐ近くにあったと思われる。

## (2) 商業・流通

### 1 上り荷物

ここでは（以下地図参照）、鹿田荘における商業・流通について考える。『延喜式』民部下年料春米条に「美作国大炊千百石、糯十石」とあり、ま



「旭川流域図」（『岡山県史』自然風土 387頁 所収）を加工

た「白米送大炊寮」とある。美作のどこからか朝廷の大炊寮へ米が送られていた。鎌倉時代後期の正応五年（一二九二）美作国御家人久世左右衛門尉頼連と大炊寮雑掌覚証が、下司・公文両職をめぐって争い幕府の法廷で裁判となったが、久世氏側が勝訴した。このことを示す関東御教書の案文がある。久世氏の名字の地である久世保が大炊寮の所領で、その下司・公文両職が裁判の対象となったのである。室町時代になると、「大炊寮領美作国久世保」と記した史料がある。こうしたことから、久世保は少なくとも平安前期の延喜年間から、京都にある大炊寮へ米を納めていたと思われる。その際、上納米は旭川を下り、鹿田荘で内海航路用の船舶に積み替えられ、その先は、すでに述べた鹿田荘の梶取吉永のような人物によって海上輸送されたと思われる。

後白河法皇の持仏堂であった長講堂の所領注文が、鎌倉時代初期の建久二年（一一九二）に作成された。その中に美作国真島荘の「一年中課役事」が記されている。まず、「御簾八間」とある。次に「斗納鍋二口」、「鉄輪二脚」など、金属製のものがある。「御神祭神籬片具」は祭壇を荘厳化する祭具であろう。「侍所垂布一反」、「彼岸御布施布四段」、これらは麻布であろう。「砂七両」、「三月御八講砂三両」、この砂は法会などの会場に敷かれる白色粒状の敷砂であろう。「御更衣壹二枚」、院に勤仕する女官のためのものか。「続松千百把」、「御殿油七斗」夜間の勤行や法会のためのものである。長講堂領の荘園では、年貢以外に法会や祭事に必要な物品を現物のかたちで京都の長講堂へ納入していた。こうした物品も鹿田荘まで旭川の舟運を利用し、鹿田荘からは内海航路の船舶によって海上輸送されたと思われる。

美作弓削荘の志呂神社には、春秋の祭礼の当番と

経費を負担する田畑について記した鎌倉時代末期の正安四年（一三〇二）三月の「美作国志呂宮御祭頭文次第写」<sup>28</sup>がのこされている。そこには「船免内一丁六反廿歩」といった記述がある。「船免」とは、船を持ち年貢や種々の納入物の輸送にあたる者に対して、彼が持つ田畑の一部ないし全部を年貢免除地とするものである。こうした者たちによる年貢や納入物の輸送は、多くの場合無償でおこなわれていたと思われる。そのほか、文安三年（一四四六）に作成された「美作国弓削莊志呂宮段米納分」<sup>29</sup>に、「河口村分」の「船免道賢」なる人物が登場する。彼は志呂神社の祭祀には段米一斗を負担する耕作地をもち農業をおこなう一方、舟を持ち旭川における舟運にも従事していた可能性が高い。川口村には江戸時代年貢米の積出場が旭川沿いに設置されている。旭川流域では、「船免」の検出は上記志呂神社の関係史料にとどまるが、流域の各荘園には船免が設定され、そこには農業と共に舟運にも従事する農民がいたと思われる。彼らのなかから、江戸時代の高瀬舟<sup>30</sup>の事業者があらわれるのではなからうか。

南北朝時代の暦応二年（一三三九）七月、大炊寮務を担当する中原家のもとへ、久世保から未進分の年貢錢三〇貫文が送られてきた<sup>31</sup>。室町時代の永享七年（一四三五）十二月には、中原家にかわって久世保を知行していた壬生家に、公用錢拾貫文が到来している<sup>32</sup>。これは、京都で商人が壬生家に持参している。そのとき、「送状別紙進之候」とある。久世保の関係者がではなく、商人が公用錢をとどけている点、また久世保からの送状とは異なる別紙を添えている点から、この久世保からの公用錢の京都壬生家への納入は、為替<sup>33</sup>を用いておこなわれた可能性が高い。

長講堂領真島莊の年貢も、室町時代には錢納化された。真島莊の領家であった万里小路時房の日記の紙背文書に、真島莊の年貢錢四拾貫文の請取書がある<sup>34</sup>。永享九年（一四三七）一二月のもので、請取書の袖には時房の花押がすえられている。一方、長講堂の法会・勤行のために必要な物品は、室町時代においても現物で納入されていた。応永一四年（一四〇七）三月の長講堂領を含む宣陽門院領の目録に、美作国真島莊が載せられており、

そこには年貢油五石とある。灯明を絶やさないための油であろう。

旭川流域の荘園から京都の朝廷や寺社への年貢などの上納が、米などの現物から錢による錢納にさらには為替による年貢上納へと、南北朝時代を画期に変わっていった。荘園現地で農民から徴収された年貢米などは、各荘園内や近隣の市場で売却され、そこで得られた錢貨を京進して年貢納入を果たす。さらには、年貢米などの売却で得た錢貨で為替を購入し、その為替を京都まで持参し、もう一度売却して、そこで得た錢貨で年貢納入を果たす<sup>35</sup>。こうした変化の進行は、年貢米など現物の上京經由地であった鹿田莊に流通・商業の機能低下をもたらしたのではなからうか。鹿田遺跡の発掘調査の結果からも、「集落の継続は一五世紀にかかる頃までかろうじて残される程度で、その後は耕作地へと変化し、長きにわたったムラも終焉をむかえるのです」<sup>36</sup>とされている。こうした鹿田莊衰退の背景として、年貢米など現物から錢貨へと年貢上納の形態が変化すること指摘することができる。年貢米などの現物の取扱量の低下が、流通拠点としての鹿田莊の機能低下そして集落の衰退という事態を招いたのではなからうか。

## II 下り荷物

これまで、旭川流域の荘園現地から鹿田莊さらに畿内・京都という上り方向での流通について考えてきた。次ぎに鹿田莊から旭川流域の各地へという下り方向での流通について考える。初めに、生活必需品でありながら自給できない物資である、塩について考察したい。一九八三年に刊行された『北房町史』民俗編には、明治末年から昭和の高度成長以前の人々の暮らしを、老人からの聞き書きをもとに生き生きと描いている。そのなかに、「落合へ塩を買いに行く」という話がある<sup>37</sup>。春の味噌つきのころや秋の漬物塩が必要な頃になると三人五人と連れだって、自家製の大豆や小豆を背負ったり牛や馬の背に着けて、落合へ行き、背負ってきた物を売って、塩を買い塩のかます一俵（約五〇キロ）を背負って日暮れの山道を帰ってきたものだという。年中行事的な仕事となっており、また、北房町の相当広範囲の住民が落合へ塩を求めて集まったとされている。現代の我々と異なる

り、いきなり貨幣で商品を購入するのではなく、まず自家生産品を販売して貨幣を入手し、その貨幣で求める商品を購入するところに中世の流通経済に通ずる側面をみることができるとして、自家生産品の売却と塩などの非自給物資の購入が同時にできる所こそ農民にとっての市場ということになる。落合は旭川と支流である備中川・河内川との合流地点に立地している。備中川沿いの道や峠越えの道を歩き、人々は落合をめざしたのである。同様に金川は旭川と支流の宇甘川との合流地点に立地している。久世は旭川と陸上交通路である出雲街道との交点であると共に、旭川支流目木川との合流地点でもある。高田（現在の勝山）は出雲街道との交点であると共に、旭川支流の新庄川との合流地点でもある。こうした場所に、落合にとっての北房町地域のような後背地をもつ町場が形成され、住民に対して市場としての機能を果たす。鹿田荘はこうした旭川流域の在地の市場に対し舟運を通じて商品を供給し経済力を維持していたと思われる。塩については、鹿田荘に程近い和気郡・邑久郡・児島郡は三郡で、一年に一二〇俵もの塩を初穂として備前一宮に納めている。鹿田荘は近くに塩生産地をもっていた。室町時代には、児島内海をはさみ鹿田荘と相対している児島北岸の阿津や八浜から、児島産の塩が畿内へ向け出荷されている。<sup>44</sup>

次に、生活必需品である塩とは対照的な、奢侈的な商品であり、所有者の富と権威を誇示する威信財である輸入陶磁器について考えたい。旭川流域の各地から中国製の白磁・青磁・染付が出土している。その多くは、小高い丘の上や斜面を切り開いた掘立柱を含む方形住居跡やその近辺から検出されている。また宋・元銭や明銭の出土をとまうことも多い。

須の内遺跡（現真庭市鹿田）は旭川の支流備中川の河岸段丘上に立地しており、縄文時代後期から室町時代まで遺構・遺物が出土した。鎌倉時代から室町時代にかけての掘立柱建物四棟と墳墓、建物跡やその近辺から、土師器の碗や小皿、須恵器の甕や播鉢、輸入陶磁器である白磁・青磁・染付、そのほか宋銭三枚と明銭（永樂通宝）一枚が出土している。生活雑器である土師器・須恵器の出土量は多いが、少ないながらも輸入陶磁器が出

土している。発掘報告書では、宋銭や輸入陶磁器など入手がたいものが出土したことから、この掘立柱建物跡を地方豪族の館跡としている。また、地元ではこの遺跡所在地を植木構と呼ぶことから、館の主を、この地域鹿田郷の地頭植木惣十郎、さらに植木氏を討った浅越氏五郎次郎としている。遺跡の背後の山城石ヶ城もこの館と関連するものとされている。<sup>45</sup>

似たような遺跡に赤野遺跡（現真庭市赤野）がある。この遺跡も旭川支流の河内川の河岸段丘上に立地しており、縄文後期から中世にかけての遺構・遺物が出土した。中世の遺構では、掘立柱建物三棟、土塁、大溝が検出されている。大溝と土塁は一体化されており内側に位置する建物群を堅固にするものと推測されている。遺物では、土師器の皿・碗が多く出土し、そのほか備前焼や東海地方でつくられたとみられる古瀬戸の天目茶碗、青磁・白磁など輸入陶磁器が出土している。この遺跡の背後には、坂巻城と土器尾と呼ばれる山城がある。<sup>46</sup> 報告書では、この中世の遺跡を中国製磁器を入手することが可能な武士団の館跡としている。

植木遺跡（現真庭市下皆部）は、備中川支流皆部川の河岸段丘上に立地している。ここでは、堀と溝をとまう掘立柱建物群、灯明皿や杯などの土師器、大型の甕などの須恵器、中国産の青磁、白磁、天目の破片十数点、中国の古銭（ほとんど宋銭で明銭を一枚含む）などが出土している。発掘報告書では、この地を地元で「植木原」とよぶことから、この居館の主を植木下総守秀長としている。この遺跡の西側に山城植木城があり植木氏が城主であったとされている。<sup>47</sup>

次に、遺跡から出土した輸入陶磁器の流通経路を考えたい。一三二三年中国陶磁器を満載した船が、朝鮮半島南西海岸新安沖で沈没した。一九七六年に発見され、数年がかりで積荷の陶磁器や荷札木簡、船員の生活用具などが引き上げられた。<sup>48</sup> 新安沈船とよばれているが、荷札木簡から目的地は博多であったとされる。海岸の近くを航行していたことから、朝鮮のどこかの港に寄港する可能性もあったのではなからうか。これらのことから考えられる中国産陶磁器の入手先は、博多を第一とする北九州、次いで朝

鮮南部海岸、製造元の中国沿岸となる。鹿田荘の対岸、朝鮮の史料で「小島津」と表記されている郡の藤原元家は、一五世紀後半朝鮮に慶賀の使者を派遣している<sup>32</sup>。貿易のためであろう。鹿田荘は近隣に在住する海外貿易を行う商人と連携し輸入陶磁器を入手していた可能性が高い。

青磁など輸入陶磁器を出土する地方武士の居館は、いづれも河川に面した河岸段丘上に立地しており、近傍に戦闘の際に立て籠もる山城をもっている。さらに近隣には市場が所在していることが多い。須之内遺跡には、備中川対岸に鹿田市があったとされ、そこには現在でも商売の神様恵比須様が祭られている<sup>33</sup>。植木遺跡の近くには、現在でも年の暮れには鯛市が開かれる皆部市がある<sup>34</sup>。赤野遺跡については、残念ながら市場を明らかにすることができない。こうした地方武士の居館について、近傍に戦闘の際詰城となる山城をもち、近くに市場が存在することは、高梁川上流域の備中国多治部郷上熊谷に所在する多治部氏の居館についても指摘でき、中世後期の一般的形態としてよいと思われる<sup>35</sup>。鹿田荘は年貢銭納が広がる中世後期、年貢現物の流通量の減少にもとづき、京都方面へ向かう上り方向の流通機能を著しく低下させたが、旭川流域の在地の市場に生活必需品である塩や地方武士層に威信財である青磁や白磁など輸入陶磁器などを供給することで、流通のネットワークを維持していたといえるのではなからうか<sup>36</sup>。

そのほか高田城二の丸遺跡からも、七〇点以上の白磁・青磁・青花（染付のこと）が出土し、唐銭二枚宋銭四枚明銭九枚が出土している<sup>38</sup>。高田城は美作の国人三浦氏の居城であったが、尼子氏・毛利氏・宇喜多氏も城番を置いた時期がある<sup>39</sup>。尼子氏が美作を勢力下に置いたとされる天文年間、輸入陶磁器の流通経路について、山陰沿岸⇨美保関港<sup>40</sup>⇨出雲街道⇨美作北部ルートが、瀬戸内海⇨鹿田荘⇨旭川⇨美作北部ルートに対して優位に立っていたのかもしれない。

## おわりに

備前鹿田荘は十世紀には成立しており、旭川流域の荘園年貢などの京進の際、河川交通から瀬戸内海航路への積み替えなどの港湾機能に加え、海運事業を行う人物も荘内に居住していた。倉庫群や居宅が立ち並んでおり、都市的景観を呈していた。しかし、年貢の銭納化が進む南北朝から室町時代にかけて、年貢などの現物としての上り荷物が減るなかで流通機能を低下させ、集落も衰退した。

中世後期には旭川流域の各地に簇生した在地の市場に塩などの必需品や地方武士に威信材としての輸入陶磁器を供給し、鹿田荘は旭川流域を商圏とする地域市場として流通機能を維持したと思われる。

戦国末期から豊臣政権期にかけて、備前・美作では旭川流域の地域市場を掌握した宇喜多氏による領国化と岡山城下町の建設が進む。それは、在方での酒造りの禁止、岡山城下周辺での六斎市ネットワークの市場開催禁止をおこない<sup>41</sup>、城下への産業・商業機能の集中をはかり、また地方武士の城下集住をめざすものであった。これら一連の政策は、地方武士のもとで形成されてきた在地の市場には敵対的な政策であったと思われる。鹿田荘のうち、二日市から上流の旭川右岸地域は、江戸時代には岡山城下町に取り込まれ、城下の港湾機能を果たすことになる<sup>42</sup>。それ以外の鹿田荘の荘域は、野壺と畦畔の検出される農村となった。宇喜多氏による領国化と岡山城下町建設が進むなかで、鹿田荘はどのように変貌をとげるのであろうか、今後の課題としたい。

## 〈注〉

(1)「備前国上道郡荒野野庄領地図」(大宮文書『岡山県史』古代Ⅱ 岡山県 一九八九年 口絵写真)。

- (2) 「備前国野田荘官保弘言上状」(東大寺文書『岡山県史』編年史料 一九八八年 一二七六号)、以下(文書名「編年史料」文書番号)のみ記載。
- (3) 「西岡虎之助「中世荘地の干拓拡張」(『歴史教育』一〇巻一〇号 一九三六年)、『岡山市史』第二・第三(岡山市 一九三六・三七年)、藤井駿「殿下渡領の備前鹿田荘」(同『吉備地方史の研究』法蔵館 一九七一年 所収 初出は一九五二年)、高重進「鹿田荘の故地について」(『歴史と風土』福武書店 一九八三年 所収)、三好基之「中世の瀬戸内海」(『岡山の自然と文化』VI 一九八四年)。
- (4) 谷口澄夫「城下町岡山の成立」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店 一九五七年 所収)、『岡山市の地名』(岡山市 一九八九年)、森俊弘「岡山城とその城下町の形成」(『岡山地方史研究』一一八 二〇〇九年)、渡辺大門「豊臣期備前国の都市と経済」(同『戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力』岩田書院 二〇一一年 所収)等。中世の商業・流通と都市および豊臣期の城下町創設について、以下の研究に学んだ。豊田武「庄園内の市場」(『歴史学研究』四三 一九三七年)、藤木久志「豊臣期大名論序説」・「豊臣期佐竹領国の構造」(同『戦国大名の権力構造』吉川弘文館 一九八七年 所収 初出は一九六三・六四年)、協田晴子『日本中世商業発達史の研究』(御茶の水書房 一九六九年)、鈴木敦子「中世後期における地域経済圏の構造」(『歴史学研究』別冊 一九八〇年度大会特集)、市村高男「中世後期における都市と権力―城下町の形成と民衆―」(『歴史学研究』増刊号 五四七 一九八五年)、榎原雅治「中世後期の山陽道」(石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館 一九九二年 所収)、永原慶二「戦国期の都市と物流」(同『戦国期の政治経済構造』岩波書店 一九九七年 所収 初出は一九九五年)、岸田裕之「備前地域の戦国大名と中世河川水運の視座」(同『大名領国の経済構造』岩波書店二〇〇一年 初出は一九九二年)。
- (5) 「天瀬遺跡」(『岡山県史』考古史料 一九八六年)。
- (6) 『新道遺跡―備前鹿田庄関連遺跡の発掘調査報告―』(岡山市教育委員会 二〇〇二年)。
- (7) 「吉備温故秘録」卷之三・十一・十二(『吉備群書修集成』第七輯 吉備群書集成刊行会 一九三二年) 内田町・小原町・菅能寺裏の町の記事参照。
- (8) 『備陽記』(日本文教出版 一九六五年 二五九頁)。
- (9) 「鹿田遺跡」(『岡山県史』考古史料 一九八六年)。
- (10) 『鹿田遺跡』I (岡山大学埋蔵文化財調査研究センター 一九八八年)。
- (11) 『鹿田遺跡』II (岡山大学埋蔵文化財調査研究センター 一九九〇年)。
- (12) 『岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの二〇〇年』(岡山大学埋蔵文化財調査研究センター 二〇〇八年)。
- (13) 『鹿田遺跡』V (岡山大学埋蔵文化財調査研究センター 二〇〇七年)。
- (14) 『岡山市の地名』岡村(岡山市 一九八九年 三八四頁)。
- (15) 「備前岡山地理家宅一枚図」(『池田家文庫』岡山大学附属図書館所蔵)、本稿では、岡山大学附属図書館編『絵図で歩く岡山城下町』(吉備人出版 二〇〇九年 一〇八頁)の写真版を利用した。
- (16) 「朝野群載」巻七(編年史料 六八六号)。この事件については、中野栄夫「寛和年間、殿下渡領備前国鹿田荘事件をめぐって」(『奈良平安時代史論集』下巻 吉川弘文館 一九八四年 所収)が詳しい。
- (17) 水戸部正男「殿下渡領の性質」(『法制史研究』四号 法制史学会 一九五三年)参照。
- (18) 『日本国語大辞典』第二版 六(小学館 二〇〇一年 六五四頁)。
- (19) 「備前国鹿田荘棍取解」(『稿本北山抄 紙背文書』「編年史料」六八八号)。
- (20) 「備前国一宮社法」(『本社文書』「編年史料」一四〇五号)。
- (21) 「一児島浦」ヨリいそさかなとて」のところに、「おへんとも申し候」として「鯛一二かけつゝ其時々の」とある。
- (22) 「御朱印高改出シ年々開田畑万引高差引帳」(『池田家文庫』岡山大学附属図書館所蔵)、「吉備温故秘録」卷之三(註6に同じ)。
- (23) 「国史提要」造築附狩(『池田家文庫』岡山大学附属図書館所蔵)。
- (24) 「延喜式」民部下年料春米条(『編年史料』六〇九号)。
- (25) 「関東御教書案」(多田神社文書「編年史料」一一九七号)。中野栄夫「美作国久世保」(『岡山県史研究』創刊号 一九八一年)参照。
- (26) 「後小松天皇編旨案」(『官務所領関係雑文書』六「編年史料」一六二九号)。
- (27) 「長講堂領所領注文」(『島田文書』「編年史料」九八一号)。
- (28) 「美作国志呂宮御祭頭文次第写」(『志呂神社文書』「編年史料」一二三八号)。
- (29) 「美作国弓削荘志呂宮段米納分」(『新訂作陽誌』二 作陽新報社 一九七五年 五三頁 所収)。
- (30) 『久米郡誌』(久米郡教育会 一九三三年 九七頁)。
- (31) 「新見荘惣檢作田目録」(『東寺百合文書』『岡山県史』家わけ史料 六二五号)など新見荘の史料には、「船人給」等がよく出てくる。地方の荘園から中央の貴族や寺社へ、年貢米や各種の物品を納入することに変わりはないのだ

から、どの荘園にも船免があつてしかるべきであろう。

- (32) 江戸時代の高瀬舟については田村啓介「岡山の河川交通―高瀬舟―」（『岡山の自然と文化』14 一九九六年）が詳しい。
- (33) 「師守記」（『編年史料』一三三九三号）。
- (34) 「恒屋直清書状」（『壬生家文書』「編年史料」一七五五号）。
- (35) 為替については桜井英治「割符に関する考察」（『史学雑誌』一〇四卷七号 一九九五年）参照。
- (36) 「建内記」二卷（『大日本古記録』 岩波書店 一九六六年 三一九頁）。
- (37) 「宣陽門院領目録」（『編年史料』一六七二号）。
- (38) 藤沢晋「中世後期新見荘における船給廃止と京進年貢納化」（『岡山大学教育学部研究集録』一三三 一九六七年）が詳しい。
- (39) 山本悦世「人の暮らしぶり」（『岡山大学埋蔵文化財調査研究センター報』三四 二〇〇五年）、また『鹿田遺跡―ドコモ中国東古松ビル新築工事に伴う発掘調査報告―』（岡山市教育委員会 二〇〇七年 三五頁）には、「川の堆積作用などの影響から大型船の遡上は困難になり（中略）それにつれ、鹿田周辺は他の水田地帯と同例に位置づけられ農村地帯として埋没していった」とある。
- (40) 『北房町史』民俗編（北房町 一九八三年 一四〇頁）。
- (41) 註20に同じ。
- (42) 燈心文庫林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』（中央公論美術出版 一九八一年）。
- (43) 三上隆『やきもの文化史』（岩波新書 一九八九年）、小野正敏「威信財としての貿易陶磁と場」（『戦国時代の考古学』高志書院 二〇〇三年）、『染付―戦国大名が愛した魅惑のうつわ―』（福井県立歴史博物館 二〇一三年）参照。
- (44) 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」六（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』一一 岡山県教育委員会 一九七六年）、「郡遺跡 須の内遺跡 古市場遺跡」（『落合町埋蔵文化財発掘調査報告』四 落合町教育委員会 二〇〇四年）。
- (45) 「植木構」（『新訂作陽誌』三卷 真島郡古跡部 二二五頁）、「作陽誌」は津山藩によって元禄四年（一六九二）に編纂された。
- (46) 『落合町史』通史編（落合町 二〇〇四年 四二二頁以下）。
- (47) 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」一（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』三 岡山県教育委員会 一九七三年）。

(48) 注(46)に同じ、四二九頁以下。

- (49) 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」六（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』一一 岡山県教育委員会 一九七六年）。
- (50) 『上房町史』通史編 上（上房町 一九九三年 五八七頁以下）。
- (51) 村井章介「中世における東アジア諸地域との交流」（『日本の社会史』第一巻 列島内外の交通と国家 岩波書店 一九八七年 所収）、久保智康「新安沈船に積載された金属工芸品」（『九州と東アジアの考古学』下巻 九州大学考古学研究室五十周年記念論文集刊行会 二〇〇八年 所収）。
- (52) 『海東諸国紀』（岩波文庫 一九八七年 一四六頁）、この朝鮮への使者は「観音現象」を賀するものであり、前提として朝鮮からの情報が伝達されるネットワークの形成ないし、ある程度恒常的な朝鮮との通交を想定しうる。
- (53) 『落合町史』民俗編（落合町 一九八〇年 三九九頁）。
- (54) 注40に同じ、五二二頁以下。
- (55) 「田治部氏屋敷址」（『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』六七 岡山県教育委員会 一九八八年）。
- (56) 村田修三「城跡調査と戦国史研究」（『日本史研究』二二一 一九八〇年）。
- (57) 京都へ向かう全国的な流路での機能は低下したが、旭川流域の在地の市場を商圏とする地域市場としての機能は維持し続けた。註4鈴木論文参照。
- (58) 『高田城三の丸遺跡』（勝山町教育委員会 二〇〇五年）。
- (59) 森俊弘「美作西部における戦国期の経緯について」（『羽庭城』 久世町教育委員会 一九九九年 所収）。
- (60) 美保関は出雲半島の港、日本海航路の拠点、朝鮮貿易もおこなっていた。十五世紀後半、美保関からも朝鮮へ遣使が行われている（註50に同じ 一六一頁）。美保関からは莫大な関銭収入があり、尼子氏は美保関代官となりこれを掌握した（『美保関町誌』上巻（美保関町 一九八六年 二四六頁以下））。
- (61) 「覚」（『黄微古簡集』城下 一五七頁 岡山県地方史連絡協議会 一九六八年）。「吉備温古秘録」御野郡（『吉備群書集成』第七輯 一七八頁）。
- (62) 注(7)・(15)に同じ。船頭町および二日市町の記事参照。岡山藩の船手の諸役所は、二日市町北隣の船頭町に集中している。

(しらが やすよし 岡山県立記録資料館)

## 岡山城の保存をめぐって

—花房端連・新庄厚信・西穀一宛蜂谷熊男書簡から—

山下香織

### はじめに

岡山県立記録資料館の第五十七回所蔵資料展「明治の岡山市街」において、岡山城の保存に関する書簡資料を展示した。今回、関連する陸軍省の資料をあわせて紹介し、岡山城の保存をめぐる明治前期の動向について、その一端を明らかにしたい。<sup>1)</sup>

岡山城は明治維新を迎えて国有化され、陸軍省の管轄となり、明治六年（一八七三）の「廢城令」の対象ともならなかった。しかし、城内の建物は、明治八年（一八七五）と十五年（一八八二）の払い下げにより、天守閣・月見櫓・西丸西手櫓・石山門・西丸御殿等を除き、その大部分が破却された。<sup>2)</sup> その後も軍事施設が設けられることはなく、明治二十三年（一九〇〇）に陸軍省から池田家に払い下げられた。そして、昭和二十年（一九四五）の空襲で、天守閣・石山門を焼失し、現在は月見櫓と西手櫓を残すのみとなっている。

### 一 花房・新庄・西宛書簡

岡山県立記録資料館が所蔵する花房端連・義質関係資料（A5-270）のなかに、岡山城の保存について訴えた一通の書簡がある。差出人は蜂谷熊男で、宛先は花房・新庄・西となっている（封筒の宛先には西の名前はない）。花房は、明治十四（一八八〇）年に岡山商法会議所の会頭、同二十二年

（一八八九）に初代岡山市長となった花房端連（一八二四〜一八九九）と考えられる。新庄は、明治四年（一八七一）に岡山県令となり、花房端連らと第二十二国立銀行を設立し、同二十三年に二代岡山市長を務めた新庄厚信（一八三四〜一九〇三）で、西は、明治八年（一八七五）に岡山県参事を務め、民権運動でも活躍し、同十九年（一八八六）には閑谷齋の齋長、同二十三年に衆議院議員となった西穀一（一八四三〜一九〇四）である。花房・新庄・西は三名とも元岡山藩士である。

またこの書簡は、封筒裏面の記載から、池田長準に託して花房等に渡されたことが分かる。池田長準（一八五二〜一九一三）は、岡山藩家老天城池田家の最後の当主で、明治十六（一八八三）〜十八年は英田郡長、その後は磐梨郡長を務め、晩年には池田家の家政に参与した。

次に筆者である蜂谷熊男についてその経歴を簡単にまとめておく。蜂谷（一八四四〜一九〇一年）も元岡山藩士で、明治二年の函館戦争にも出陣した。岡山県権少属等を経て、明治十一年（一八七八）に邑久郡長となり、十六年に上道郡長、その後は吉野郡、英田郡、上房・川上郡の郡長を歴任した人物である。なお、花房端連・義質関係資料には、蜂谷の書簡はこの一通のみ残る。

以下、書簡全文の翻刻を掲げる。

（封筒表書）「花房先生

新庄先生」

(封筒裏書)「托池田長準殿

蜂谷熊男」

于時秋情相移り、先以御健務被為在、為国奉大賀候  
却説、此頃之諸新聞中岡山城取払ひ之噂存申候、果し而信乎、蓋し鎮  
台ヲ置ル、にもせよ、該城ハ廓内之辺隅ニ位し、差して障礙之ヶ所と  
も愚按不仕候故、何卒維持保存之義、其筋へ申立度素念所不歇ニ御座  
候

何となれば、既往之旧跡ハ未来人之為め何より之実学ト存候、殊ニか  
くる古形ハ于事又再ひ見る不能と想像仕候へハ、尚々悲惜之情之止不  
能候、田舎輩ハ耳目ニ触ルノ事総し而迂見、其上世事ニ関するものハ  
実ニ稀有にし而、随つ而感覺之しく御座候

依テハ右歎願<sup>保存</sup>之挙ハ、岡山市街之人丸々歎願之道を相企たて候事ニて  
可然愚考仕候、前段希クハ御賛成被成下、一入御配神之程懇希万願之  
至リニ堪へす候、恐々不具

九月廿一日

熊雄生(印)

花房先生

新庄先生

西先生

座右

この書簡には、新聞で報じられた岡山城の取り払いに対する意見が書か  
れている。蜂谷は「岡山市街之人丸々歎願」でもして「何卒維持保存」す  
るように願っている。実際にこのような城の保存運動は、長岡城や明石城  
で明治十四年(一八八一)に士族が中心となって展開していた。<sup>3)</sup>その動向  
は新聞で各地に伝えられており、蜂谷はこの運動に影響を受けた可能性も  
ある。

蜂谷は保存の理由として、まず「該城ハ廓内之辺隅」に位置するので、  
城が鎮台として使用されたとしても差し障りにはならないと述べている。  
これは「辺隅」にあるという書き方からして、天守閣のことを指している  
とも考えられる。次に、文禄から慶長初期頃の古い形式を保っていた岡山  
城の天守閣について、「殊ニかくる古形ハ于事又再ひ見る不能」と主張し  
て、これを保存することは「未来人之為め、何より之実学」であると指摘  
している。また、天守がなくなってしまうならば、「悲惜之情止不能候」  
とも述べている。文明開化を経て、旧藩時代の文物が排斥されていく時代

のなかで、元岡山藩士の蜂谷は旧時代の象徴でもあった岡山城に対して、  
深い愛惜の念を抱きながらも、冷静にその文化財的価値を見出している。  
残念なことにはこの書簡には年代がなく、いつ頃の状況であったかは特定  
しがたい。文面にあった取り払いの噂が掲載されている「新聞」について

も、管見の限りでは見つけることができなかった。しかし、「鎮台」は、  
明治二十一年(一八八八)に師団と改称されること、岡山城が明治二十三  
年には池田家に払い下げられ、陸軍による軍事施設の設置の可能性がな  
くなることから判断すれば、この書簡はそれ以前に書かれたものであると考  
えられる。

## 二 陸軍省の資料

陸軍省が岡山城をどのように利用しようとしていたか、その計画が分か  
る資料は多くはない。明治六年(一八七三)の廃城令で存城となることが  
決定してからも、修繕箇所<sup>4)</sup>の調査等を実施し軍用地として整備を進めよう  
とし、明治十五年(一八八二)三月には陸軍省によって本丸内の建家の悉  
皆払い下げが実施された。先年の調査によって、本丸内の建家の大部分は  
破損が大きく、修繕しがたい状態と判断したからである。<sup>5)</sup>この払い下げ入  
札の広告は、三月十一日と十二日の『山陽新報』に掲載された。<sup>6)</sup>ただし、  
そこで天守閣と月見櫓は払い下げの対象から除外されている。広告の文面

岡山城内建家土堀売却概算表

番号	名称	坪数	坪単価 (円)	小計 (円)	備考
1号	門	33	2.00	67.20	
2号	門	2	3.50	7.00	内下馬門
3号	櫓	30	3.00	90.00	内下馬門櫓
4号	櫓	30	3.25	97.50	太鼓櫓
5号	櫓	50	1.25	62.50	多聞櫓
6号	櫓	18	2.00	36.00	修復櫓
7号	櫓	15	2.00	30.00	春屋櫓
8号	櫓	28	2.25	63.00	穴栗櫓
9号	櫓	31	2.00	62.00	旗櫓
10号	櫓	41	1.75	73.28	多聞櫓
11号	櫓	32	2.00	64.00	檜櫓
12号	櫓	15	2.00	30.00	弓櫓
13号	門	3	1.30	3.90	中水門
14号	門	15	1.25	18.75	
15号	門	20	2.75	55.34	鉄門
16号	櫓	53	4.00	214.50	大納戸櫓
17号	櫓	34	2.00	68.00	多聞櫓
18号	櫓	29	2.50	72.50	伊部櫓
19号	櫓	40	1.75	70.00	多聞櫓
20号	櫓	20	4.25	85.00	数寄方櫓
21号	櫓	38	2.00	77.00	小納戸櫓
22号	門	16	1.25	20.00	廊下門
23号	門	8	1.25	10.00	六十一雁木下門
24号	釜屋	12	1.75	21.00	
25号	長局	46	2.00	92.50	
26号	櫓	15	2.50	37.50	干飯櫓
27号	櫓	24	4.75	114.00	三階櫓
28号	櫓	39	1.25	49.25	多聞櫓
29号	門	36	3.25	117.00	不明門
30号	土蔵	41	1.75	71.75	
31号	土堀	231間	0.18	41.58	

天守閣  
月見櫓 二種ヲ除  
一当城本丸内建物悉皆  
右者、今般入札ヲ以払下候条、望之者ハ来ル十四日午前第八時、西丸  
内へ出頭、出張官へ届出、入札心得書及現場熟覽之上、同十五日午前  
十時迄ニ入札可致事  
但、即日開札之事  
明治十五年三月十日  
陸軍工兵第四方面第三圓区本署

は次の通りである。

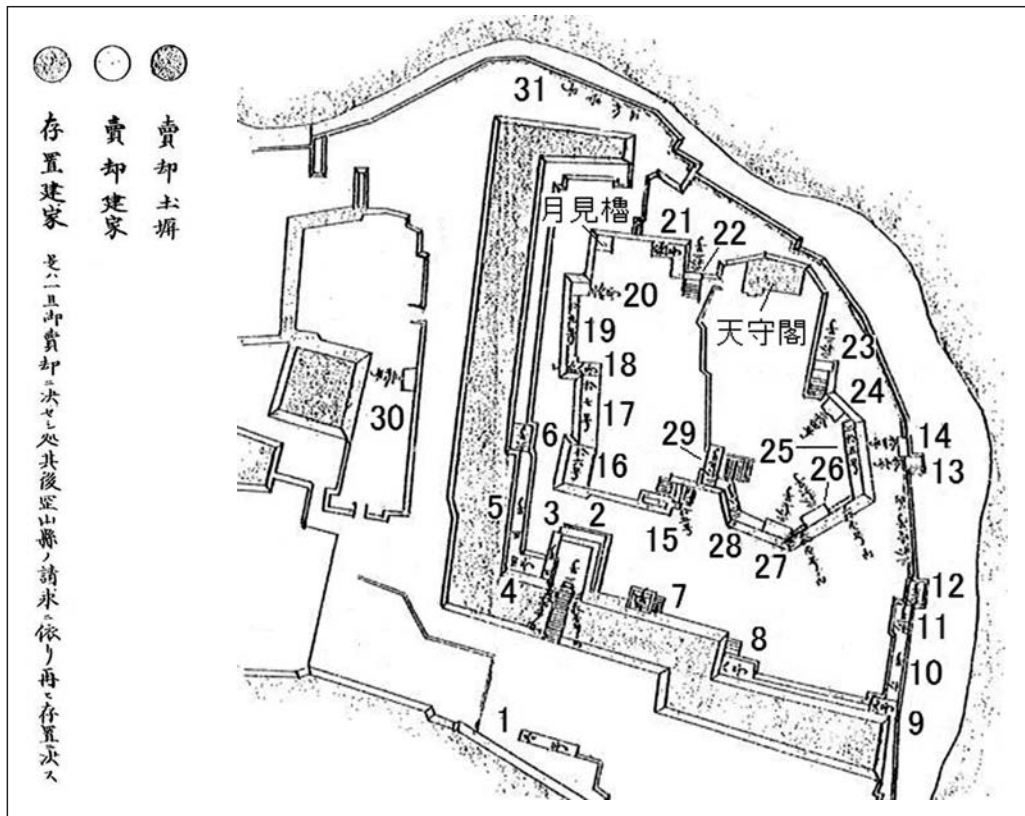
広 告

記 記

資料：「明治十五年自一月至十二月 大日記 廻議 意見 参火 参謀本部」(防衛省防衛研究所蔵)より作成。

注1：坪数の合以下、金額の厘は切り捨てた。

注2：備考欄の建家の名称は原資料には記されていない。



図「岡山城売却建家取調図」

『明治十五年二月 陸軍軍事施設付属地図面書類』(防衛省防衛研究所蔵)

※番号1~31と天守閣・月見櫓は筆者による注記

この払い下げについては、陸軍省が作成した「岡山城売却建家取調図」(左図)と「岡山城内建家土堀売却概算表」(右上)という資料によって詳細が判明する。この地図には本丸内の建物が示されており、払い下げの対象となった「売却建家」は黄色く塗られ、それぞれに番号が付されている。

この番号は、表中の建物番号に対応しており、全部で三二個の建物の評価額が判明する。そして、図中では朱色で塗られた「存置建家」（天守閣と月見櫓）には番号がない。<sup>(8)</sup>

ここで注目すべきは「存置建家」の注記「是ハ一旦御売却ニ決セシ処、其後岡山県ノ請求ニ依リ、再ヒ存置ニ決ス」という記載である。この記載によれば、陸軍省は岡山県から何らかの働きかけを受けて、岡山城の天守閣と月見櫓について保存の措置を採ったということになる。<sup>(9)</sup>この件に関する岡山県の動きが分かる資料はまだ見つからないが、先に紹介した蜂谷が岡山城の保存を訴えた書簡が、この段階で書かれた可能性も否定できない。

本丸の入札は十五日に行われたが、結果は不明である。<sup>(10)</sup>なお、西丸についても、同年六月に調査を行い、西丸御殿の大幅な修繕保存計画が立てられている。<sup>(11)</sup>

## おわりに

岡山城の歴史に関しては、文献資料だけでなく絵図や発掘報告<sup>(12)</sup>からも明らかにされてきている。しかし、明治期以降の岡山城に関する資料はまだ探し尽くされているとは言いがたい。さきに紹介した蜂谷の意見が、有力な資料であった花房等を動かし、天守閣等の保存につながったかどうかは現状では分からないが、さらに関連資料を探し、この書簡の年代を特定することで、天守閣等の建物の保存の経緯が分かる可能性もある。それは今後の課題としたい。

## 注

(1) 先行研究として、平井誠氏の論文がある。「明治期における城郭の変遷と各層の動向」上・下（『岡山地方史研究』八五・八六号、一九九八年）。その

他に、岡山城史編纂委員会『岡山城史』（一九八三年）。

(2) 明治八年に払い下げられた建家は不明である。「工四方面より岡山城建家修繕瓦石類取片付の伺」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref: C0402897600、明治九年「大日記 自六月十九日至九月 第五局第八課」（防衛省防衛研究所）。

(3) 平井氏前掲論文（八五号、十二頁）。

(4) 少なくとも明治八・十五年に調査が行われている。『山陽新報』明治十五年二月十七日（岡山県立記録資料館所蔵複製資料）。

(5) JACAR: C07080660200、明治十五年一月十二日「大日記 廻議・意見・参火」自一号至一四二号（防衛省防衛研究所）。

(6) 『山陽新報』明治十五年三月十一・十二日。

(7) 地図は、JACAR: C09122467000、明治十五年一月「陸軍軍事施設付属地図 面書類」（防衛省防衛研究所）。表は、JACAR: C07080660300、明治十五年一月十二日「大日記 廻議・意見・参火」自一号至一四二号（防衛省防衛研究所）。

(8) 本稿で紹介した防衛省防衛研究所の所蔵資料は、アジア歴史資料センターのホームページから白黒画像で閲覧できる。色の判別は防衛研究所史料室の和田氏のご教示によった。

(9) 岡山県はこれ以前にも岡山城の敷地の件について、陸軍省と頻繁にやりとりをしている。明治九年（一八七六）以降は城内にあった土族の屋敷についての交渉が行われている（『岡山県史料 明治九年下』岡山県立記録資料館叢書九巻）。

(10) この入札は世間の話題にのぼったようで、五月二十六日付『山陽新報』には大納戸櫓の払下げに関する詐欺情報が掲載されている。それによれば、総社村の岡某が金百五十円で落札した、さらに総社までの輸送代を嫌い同額で売るといふ噂を立てられたと紹介している。また、この噂を信じた者をだまして前金として七十円を受け取ったという詐欺話も書かれている。

(11) JACAR: C07080678600、明治十五年一月十二日「大日記 廻議・意見・参火」自一号至一四二号（防衛省防衛研究所）。

(12) 岡山市教育委員会『史跡岡山城跡本丸中の段発掘調査報告』（一九九七年）。

（やました かおり 岡山県立記録資料館）

以下の内容を訂正します。

本文三七頁下段九行目 (訂正前) 家老天城↓ (訂正後) 家老周匝

【随想】

# 池田光政の病状と古医学について

—岡山県立図書館蔵「淡河興伯上書」を中心に

中村善信

岡山県立図書館に「淡河興伯上書」という古文書（塚本家蔵書印）がある。淡河興伯<sup>1</sup>という医師が岡山藩主池田光政を診察し寛文九年（一六六九年）十月（光政六十歳）岡山藩の重役津田重二郎に報告上申したものである。この資料を読んで、少し思うところがあったので、以下、資料を紹介する。資料を述べてみたい。

この資料は、どういう経緯で淡河に光政の診察に至ったのかは不詳であるが、光政の病状について、冒頭「大守公御病源ハ在肺胃也。如何ントナレバ多年ノ積痰中焦<sup>2</sup>ニアリ」とある。光政の痰がつまり易いということと診察の依頼を受けたようである。

その症状について、

「厚味<sup>3</sup>胃ニ積トキハ脾ノメグリ滞テ痰ヲ生ズル」

「痰上焦ニ積ムト肺胃メグラザル故ニ大腸ユルマリ下痢スル也」

と書かれており、その処方について

「現在服用中ノ神麴<sup>4</sup>白木ヲ加ヘタ剤ヲ服用スレバ症状ハ軽快スル」

と見立てている。しかし後に再発をしており、それは「食物ノ厚味停滯シテ痰積ヲ増シテイル」ということであった。そこで「第一ノ養生ハ厚味ヲ除キ閨房ヲ慎ム事肝要デアル」としているが、「夜明け前ニ下痢ガ生ジルトハ腎<sup>5</sup>泻トマギラハシイガ腎泻デハナク、御夜食ガ胃ニ滞リ、人モ天地ト同ジデ夜明ケニナルト肺胃中ノ痰ウゴキ大腸ユルマル故ニ下痢トナル」

また  
「殿様ノ御膳ハ下々ノ食物ニ比ベ厚味ニ傾ク故、淡味ヲ食シテ脾胃ヲ養

ウベシ。又無病ノ人モ六十ヲ越ユルト閨房ヲ絶ホドノツツシミアリ。イハンヤ病人ニオイテオヤ」

と病状治療対策を示している。閨房自肅を提言している点は興味深い。また、その他の一般的な養生として

「御氣ノ養ヒニト御歩行アソバサルル事肝要ナリ。政事多忙等ニヨリ氣鬱シ滞ル事モ痰積ノ御煩ヒノ原因トモナル」

「然ルトキハ或ハ音楽、或ハ御謡ナドヲモアソバサレテ常ニ御氣ノ能流通シ玉フヤウニアルベキ。御歩行ノヨキト云ハ手足ノハタラキシゲキ時ハ脾胃能運動シテ水穀ヲ尅化<sup>6</sup>スル事ハヤシ。脾胃堅固ニシテ肺氣能メグルニヨツテ痰生ゼズナリ。是ノ故ニ晴天ノ時ハ遠処ヘモ御発駕アソバシ、雨天ノ時ハ御座敷ノ内ヲモ御膳以後ニハ幾度モ御廻リ玉ヒテ御氣ヨク順還スルヤウニアソバサルルトキハ痰積ヲノズカラ消尽スベキ理也」

と記している。これは、いわば現在の健康対策と全く同じである。

「大守公御平生鍼刺ヲ御好ミアソバサル。鍼刺治療モ有効デアアルガ多用シスギルト弊害生ジル。例エバ紙風船ヲ針ニテ突き破ルヨウナモノノデ、ソコカラ体ノ氣ガ抜ケテシマウ事モアルノデ多用ハ禁物デアアル。藥物トシテハ大和丸ノ服用ガ有効と思ワレルガ前述ノ健康管理ヲナイガシロニスルト病状ハ慢性化スルノデ注意ガ必要デアアル」

という。病理については、古来からの「氣」を中心とした「陰陽五行」「五運六氣」「傷寒論」を出るものではない。

以上、光政を診察している記録とはいえ、現在の医療観点でコメントするならば、診療治療録というよりは健康維持養生録のようなものといえる。

さらに、気鬱にならぬよう、戸を立て込めてこもるのではなく、気の通りをよくする様に手足の運動、雨の日には屋敷内を歩き、好天の日は遠出をしたり、音楽を聴き謡をうなったりするがいい、濃厚な食事より淡泊なものに替え、閨房を慎しむがいいという。

これも従来からの健康法であり、少し後の時代の貝原益軒の「養生訓」にもある通りで普遍的な考えで、現代にも見られる健康増進対策である。

閨房の慎しみは二度にも亘って記載している。これは単なる一般養生論として述べているとは考えられない。光政の生活実態を確たる証拠があつてよく知っているがゆえに記述したものと考えられる。そこで、著者も少し言葉を濁しながらの注意である。

後世の歴史では息子綱政の淫乱のみが語られているが、その傾向を見せた要因の一つに、或いは口では儒教道徳を唱えながらも閨房やまざる親を見ての反発的なものもあつたのかもしれないといえ、言い過ぎだろうか。さらに下司の勤練りを入れさせてもらうと、或いは親子共々の閨房生活に、せめて親の方だけでも慎しんでもらいたいと医師を使って依頼した、家臣の深謀遠慮であつたかもしれない。

実は、この手法は現代でもドクターストップとして使われるものである。この「上書」とする資料には訂正箇所もあるので、もしかしたら、草稿のまま藩主に上呈していないかもしれない。

何にしても光政は健康体で『池田家履歴略記』等の諸資料を調べても病気に関する記述は少ない。唯一あるのは六歳の時の痘瘡と寛文七年の病歴のみである。寛文七年（光政五十八歳）五月一日より下痢が三ヶ月間も続き体調をくずし八月には伊東へ湯治、九月になってようやく回復とある。

『池田光政日記』によれば、寛文七年五月五日「我等腹中気故不登城」八月一日「病気少能候付御礼申上候事」八月十日「湯治御暇被下候事」とあるのみで、そっけない。また、天和二年（一六八二年）三月七十四歳で和

気村での鹿狩りを行うほど元気であつたが、同年五月には体調をくずしている。このときは死期を感じたのか家老を集め色々訓誡をし、五月二十二日ついに大往生した。皮肉な事に病氣勝で参勤交代期をしばく延期したり閨房を尽した綱政のほうが七十七歳と長生きしている。

ところで、当時の医学は、今日の学問では、古医学という。それについて少し概観すると、日本の古医学は「大同類聚方」（大同三年）（八〇八年）、「医心方」（永観二年）（九八四年）に始まった。なかでも丹波康頼の撰集した「医心方」は出色の書物といえる。勿論その叙述の中心は中国の医学であるが遠くインド・アラビアの医学・仏教儒教道徳の思想・日本の古事記・日本書紀なども参照し、全三十巻に及ぶ当時としては世に誇るべき総合医学書である。

丹波はその序文に於いて「医の倫理」を説き「医者には常に心を安らかにして確固たる志を持ち、身分の上下・貧富・賢愚と人を区別せず、遠近・寒暑・親疎を問わず親心を持って患者の救済に赴け」と説いている。これは、聖医と云われるギリシャのヒポクラテスの誓言に比すべき医箴である。が誠に残念な事には、この著作は時の円融天皇に献上され（永観二年）以後数百年間秘蔵されや々と正親町天皇から半井瑞策に下賜されるも（半井本 国宝）今度は半井家等少数の京都医家に秘蔵され一族一家の秘伝書となり江戸幕府からの再三に亘る要請も拒み、公開されるのは、西洋医学流入以後の幕末万延元年（一八六〇）にいたって江戸医学館で模刊された時である。その間、日本医学は実証を離れ訓詁・語釈にふけり、儒教・道教の影響もあり体験・科学的検索を離れ宗教的・形而上的医療が中心となつてしまった。

現在「医心方」は断片的な物も含め十種前後が確認されているといわれる。原文は漢文であり耳慣れない語彙も多く、たとえ原本が手に入っても解説なしには理解しがたいものであつたかもしれない。

わたくしは記録資料館の古文書解読同好会の一員として津山藩の事象を中心に記載している「武家聞伝記」を読み進めているが、その巻七には次

の様な事項が見られる。

「延宝八（一六八〇）の歳加州の大守松平加賀殿より先年作州に稲地と申医者「医心方」と申医書有之様に思召被遂候、其本所持の者有之候はば御買被成度と倉知新左衛門迄加州衆より申参候故当地相尋候得へば金井正漸所持にて正漸も江戸へ罷越候処於江戸金井も病死」

とある。その後どうなったかは不明であるが、いづれにしても「医心方」が撰集されて約千年経っても、当時の医家で検証される事もなく、重宝され、また秘藏され続けた事は日本の医学医療上誠に残念な事であったといわざるをえない。

戦国大名、江戸期の各地大名は、それぞれ藩医をかかえるようになるも最後は京・大坂の名医をよぶというのが慣例となっていた。池田光政も綱政も臨終時は京都から岡山に呼び寄せている。しかしそれはある意味儀式化したものといえ、医者が大行列を作り静々やって来ては「御臨終です」「御寿命です」と云って帰るか、中には来る途中死去の通知を受け、そのまま引き返す例もあった。これは戦前まで富裕層は大学教授を呼ぶ習わしがあり、万全をつくしたという遺族の形式化でもあった。

一方身体の解剖生理の学問は、形式化した藩医に較べてむしろ評判が左右する町医者の中から発展した。各地で薬物・投薬に習熟した実地医家が生まれ種々の丸薬で名をなす者も出現した。杉田玄白等の蘭方医が想起されるように、近代的医療は西欧医療の流入を待たなければならなかった。

現在医聖ヒポクラテスの名は殆どの医者が知っていても、丹波康頼の名は殆どの医者は知らない。知識を死蔵させる罪は大きい。

### 〈注〉

- (1) 淡河興伯 寛永十九年御医者 切米四十俵
- (2) 中焦 体の中心を上・中・下と三焦に分け、上は口から胃の上部まで、中はそれから胃・脾の所まで、下はそれから下を云う。臓器部位不明確

(3) 厚味 濃厚な食物

(4) 神麴 生薬 米を蒸して酵母菌で発酵させたもの。

コウジ 健康消化剤

(5) 腎泻 腎臓及び下腹部性の下痢

(6) 水穀を尅化 養分を砕き消化吸収する事

### 〈参考文献〉

- 「医心方」 横佐知子 筑摩書房 二〇一一年十一月
- 「富士川游著作集」 富士川英郎編 思文閣出版 昭和五十五年三月
- 「日本医療史」 新村拓 吉川弘文館 二〇〇六年八月
- 「医学史年表」 歴史読本 新人物往来社 一九九三年十一月
- 「岡山の医学」 中山沃 日本文教出版 昭和四十六年十月
- 「江戸の医療風俗事典」 鈴木昶 東京堂出版 二〇〇〇年十二月

(なかむら よしのぶ 当館古文書解読同好会)